

災害時物資配送計画

令和7年3月

世田谷区 危機管理部

【目 次】

【目 次】	目－1
【用語の整理】	目－2
第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 本計画のイメージ	2
4 区及び関係機関等の役割	3
5 緊急通行車両の確認等	6
第2章 物資の配送	7
1 基本的な考え方（物資配送のタイムライン）	7
2 災害時における国・都及び区等の役割	8
3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送	12
4 国・都以外からの救援物資等の配送	27
5 上用賀公園体育館竣工後（令和13年度以降完成予定）の物資配送	32
6 医療物資の配送等	33
7 在宅避難者等への食料等の配布	38
8 義援物資への対応	42
第3章 物資支援要請等の連絡・情報共有	44
1 方針	44
2 物資配送に係る連絡・情報共有の総括責任者等	44
3 連絡・情報共有の手段及び内容	46
物資配送計画 資料	48
（1）国・都の関連計画等	49
（2）区の関連計画等	67
（3）協定	79

【用語の整理】

本書で使用する用語を、以下のとおり整理する。

No	用 語	説 明
1	ラストマイル	地域内輸送拠点から指定避難所までの支援物資の供給プロセスを指す。（同義語で「ラストワンマイル」ともいう。） ※ ラストマイルは、広域輸送基地から指定避難所へ直接輸送する場合も含むものとする。 ※ 参考 ・ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（令和5年3月改訂版） 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室 https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/0016018_47.pdf
2	プッシュ型支援	被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して送付する支援方法をいう。国が被災都道府県に、被災都道府県が被災市区町村に、被災市区町村が指定避難所等を実施する場合等がある。
3	プル型支援	被災自治体が現地からの要請に基づき、物資を調達し送付する支援方法をいう。国が被災都道府県からの要請に基づき実施する場合、被災都道府県が被災市区町村からの要請に基づき協定先企業等から物資を調達して実施する場合、被災市区町村が指定避難所等からの要請に基づき協定先企業や都道府県から調達して物資を実施する場合等がある。
4	緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、これらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。
5	緊急通行車両 (緊急通行(輸送)車両)	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 （1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 （2）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの ※ 大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章と証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。 ※ 指定行政機関等が保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両が対象となる。 ※ 参考 ・災害時における緊急通行車両等の申請手続きについて（警視庁） https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/saigaisaryo.html#msgaiyo
6	広域輸送基地	都が指定する国、他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。陸上輸送基地（京浜トラックターミナル等）、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地等がある。

No	用 語	説 明
7	地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、指定避難所への輸送等のための拠点をいう。 区が東京都の広域輸送基地から供給される物資を受入れ、指定避難所等へ送り出すために設置する地域内輸送拠点第1順位は、ヤマト運輸株式会社羽田クロノゲートである。また、地域内輸送拠点第2順位として大蔵第二運動場、国士舘大学、ヤマト運輸成城支店がある。
8	緊急物資その他の集積地及び配送拠点	災害時における食料及び生活必需品等の集積地として、各総合支所を単位に区内5箇所指定された区民会館（世田谷区民会館、北沢区民会館、玉川区民会館、砧区民会館、烏山区民会館）をいう。
9	物資集積協力施設	世田谷区地域防災計画にある災害時協力協定締結大学（輸送拠点）をいう。 ※ 区が協定を締結している協定大学は、令和7年3月現在10箇所
10	避難所運営用防災倉庫	指定避難所として指定されている区立小・中学校等において、自宅での居住が困難な被災者に対して、一時的に生活する場所として必要な食料品、生活必需品等を備蓄している倉庫をいう。
11	広域用防災倉庫	区内の指定避難所（96箇所）にある避難所運営用防災倉庫に保管しきれない備蓄物資や、その他必要な物品を備蓄するための補完的な備蓄倉庫（16箇所）をいう。
12	義援物資	企業又は個人が、無償で被災地域に提供する支援物資をいう。
13	協定締結事業者	区と協定を締結し、災害時に支援を行う民間事業者や関係機関、自治体等をいう。
14	仕分け	地域内輸送拠点、区民会館、広域用防災倉庫等において受領した物資を、配送先である指定避難所毎に振り分けることをいう。
15	ロールボックスパレット（カゴ台車）	ボックス型で車輪付きのパレットをいう。 ※ 平らな面に積み上げる「平パレット」は、トラックへの積み込み時にフォークリフトが必要になるなど制約を受けるが、ロールボックスパレットは、ボックス型であり、また車輪が付いていることから、物資の配送時における効率化・省力化が期待できる台車型であることがその特性である。
16	被災者	災害により被害を被った者をいう。 ※ 被害の大きさ、特にインフラ被害の程度、自宅の被害の程度、受傷の程度等により、様々な被災者が存在する。
17	避難者数	建物被害による避難者数＋ライフライン被害（水道断絶）による避難者数＋エレベーター停止（6階以上）による避難者数をいう。 ※ 令和4年5月の東京都首都直下地震の被害想定で示されている区内の避難者数は、最大約25万人である。

No	用 語	説 明
18	帰宅困難者	事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。 ※ 帰宅困難者数は、東京都帰宅困難者対策条例第1条より、以下のとおり算出している。 1 自宅までの帰宅距離が10km未満の人は、全員の徒歩帰宅が可能としている。 2 自宅までの帰宅距離が10km以上20km未満の人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅可能者が逡減するものとしている。 3 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員の徒歩帰宅が困難としている。
19	避難所避難者	指定避難所に避難する人をいう。 ※ 被害想定における算出は、避難所避難者数＝避難者数×避難所避難率（都民アンケート結果に基づき設定）が使用される。区の想定による避難所避難者数は、令和4年5月の東京都首都直下地震の被害想定で示された数を言い、区内では約17万人である。 ※ 「避難所生活者」は、心配で避難所に生活する人も含まれる。また、対比語として「避難所外避難者」がある。
20	在宅避難者	災害時に倒壊等の危険がなく安全が確保されている住居等にとどまる者で、災害対策基本法第90条の3に定める被災者台帳に登載される者のうち、その住居にとどまる者をいう。一般的には、自宅等の被害がなく自宅にとどまれる住民は、「避難者」には該当しない。 ※ 「在宅避難者等」とは、自宅に加え、親戚・知人宅で避難生活をしている避難者をいう。
21	避難行動要支援者	以下に該当する者をいう。 1 要介護4又は5に相当するもの 2 ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯で要介護3に該当する者ただし、近隣に常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く 3 身体障害者手帳1級で次の種別に該当する者 視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚 ※ 聴覚は2級までを対象とする。 4 愛の手帳1度又は2度の者 5 精神障害者や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者
22	指定避難所	避難所は、災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要期間滞在し、または災害によって自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設であり、学校・体育館、公民館等の公共施設である。指定避難所は、災害時にまず開設する避難所であり、区では区立小中学校等を指定避難所としている。 ※令和7年3月現在96箇所
23	避難所運営委員会	複数の団体で構成され、避難所の開設・管理運営を行う機関をいう。平時から避難所運営訓練を実施するなど、区民相互の共助の意識を育て、近隣住民が支えあう普及啓発を行っている。
24	避難所運営組織	避難者と避難所運営委員会が協力して組織する機関をいう。

No	用 語	説 明
25	新物資システム（B－P 1 0）（内閣府） （旧物資調達・輸送調整等支援システム）	内閣府が、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することにより、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、都道府県及び市町村の物資拠点や指定避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有できるようにするために開発し、令和２年度（２０２０年度）より運用開始し、令和６年度に改修されたシステムをいう。 ※ 国・都は、本システムを使用しての物資ニーズ等の把握や物資供給を行うことから、区は区の「総合防災情報システム」に関わらず、指定避難所等の物資量や物資ニーズの把握の取りまとめを行い、本システムの使用により、国・都と情報共有を行う必要がある。
26	東京都災害情報システム（D I S）	東京都が災害時における被害状況等の集約・可視化のために導入しているシステムをいう。 ※ 令和７年３月現在、都は、災害時の物資供給等において、新物資システム（B－P 1 0）を使用することとしている。
27	総合防災情報システム	区が独自に災害時の情報を集約・可視化するために、導入したシステムをいう。
28	広域災害救急医療情報システム（EMIS）	厚生労働省が、被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的として導入したシステムをいい、阪神・淡路大震災を契機として平成８年から運用を開始している。

第1章 総則

1 目的

国は、災害時の物資供給において輸送の混乱等の課題が顕在化したことを踏まえ、ラストマイル（広域輸送基地～地域内輸送拠点～避難所）の輸送に焦点をあてた「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を平成31年3月に作成（令和6年3月改訂）するとともに、東京都（以下「都」という。）は、区市町村間の一体的な物流体制の構築を目指し、令和6年3月に区市町村向けに地域内輸送拠点から避難所までの物資配送の実効性を向上するための「区市町村の地域内輸送拠点に関するマニュアル策定を支援するツール」を作成した。

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月、東京都防災会議）において、世田谷区（以下「区」という。）では、震災時に約17万人の避難所避難者の発生が想定された。これを受け、区は都と連携し、物資の備蓄・調達により発災後3日分の物資の確保に努めているが、区民の安全安心を確保するためには、備蓄物資や支援物資が指定避難所等に確実に配送され、避難者等に適時に支給されることが重要である。

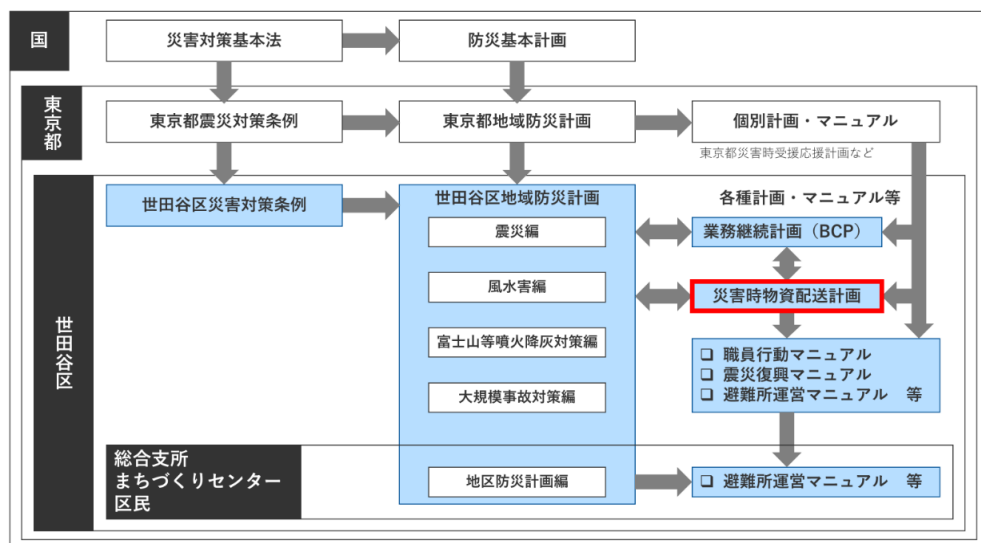
本計画は、区の備蓄物資や、国・都からの支援物資、その他の救援物資・義援物資等を確実にかつできる限り速やかに指定避難所等に届けるため、区の地域内輸送拠点等から指定避難所までの配送要領等を具体化するものである。

なお、区の地域内輸送拠点等の開設・運営については、本計画とは別に定めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、世田谷区地域防災計画 震災編 第2部 第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」をさらに具体化することで、物資配送の確実性と実効性の向上を図るものであり、国・都・区が法令に基づき策定する各種計画を踏まえた個別計画である。

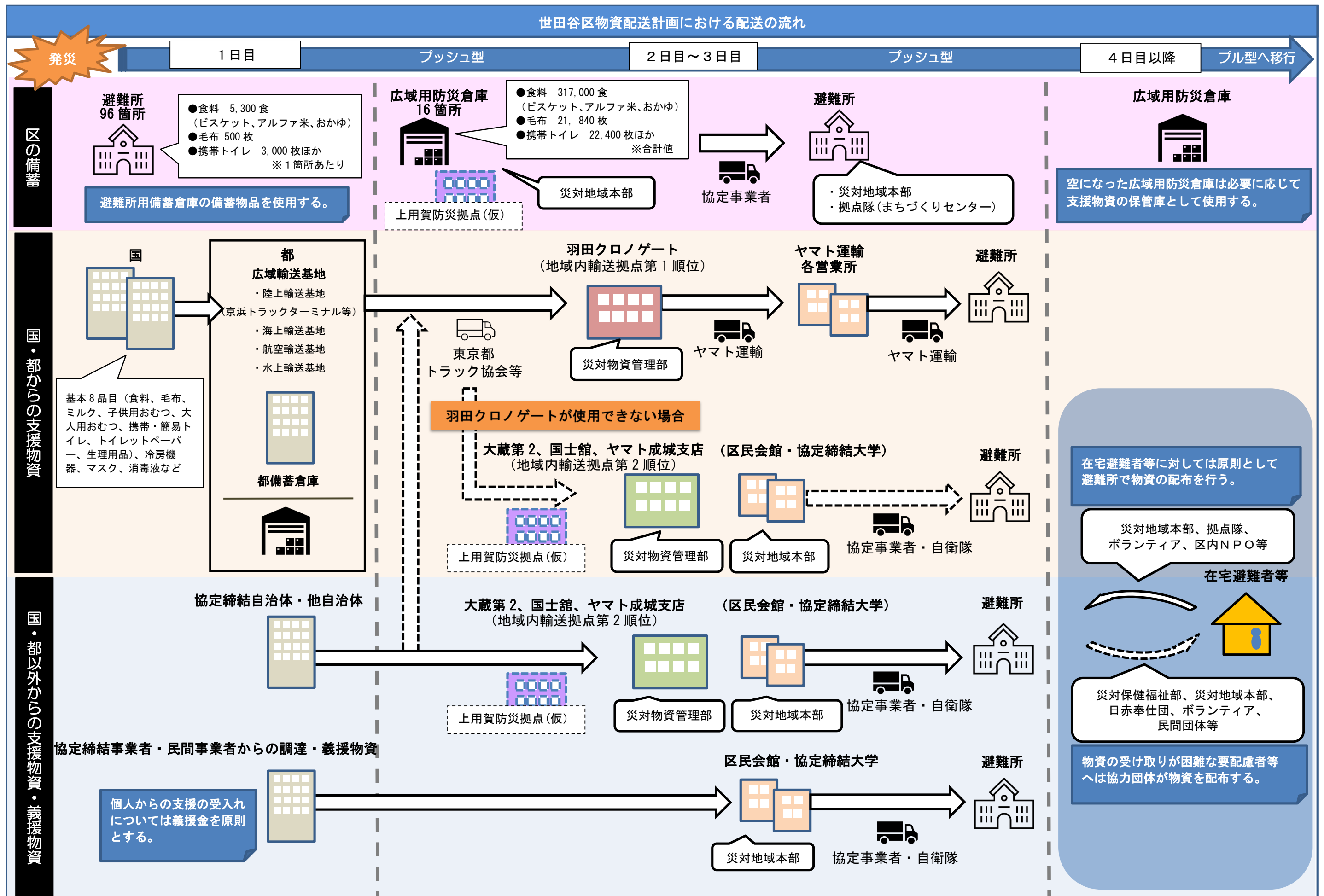
【各法令・計画との関連図】



※ 参考：[東京都災害時受援応援計画（東京都防災ホームページ）](#)

3 本計画のイメージ

世田谷区物資配送計画における配送の流れ



4 区及び関係機関等の役割

本計画にかかる区及び関係機関等の役割は、以下のとおりである。

(1) 世田谷区災害対策本部

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

災対各部	担当所管	事務分掌
災対統括部	・危機管理部 ・DX推進担当部 ・選挙管理委員会事務局	1 災害対策の総合調整に関すること。 2 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 3 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 4 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 5 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 6 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理に関すること。 7 各災対地域本部への支援に関すること。
災対物資管理部	・財務部 ・会計室	1 車両等の調達及び配分に関すること。 2 物資・資器材の調達、配送及び配分並びに備蓄物資（医療物資含む）の配送及び配分の総括に関すること。 3 災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。 4 各災対地域本部への支援に関すること。
災対地域本部	・各総合支所	1 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 2 拠点隊への指示及び支援に関すること。 3 救援物資、応急食料、その他資器材の配送及び配布に関すること。 4 物資集積場の管理に関すること。 5 避難所、医療救護所の設置及び運営に関すること。 6 道路、河川、橋梁等の状況把握のための情報収集に関すること。 8 避難行動要支援者の安否確認等に関すること。 10 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。
拠点隊	・各まちづくりセンター	1 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 2 医療救護所の支援に関すること。 3 震災時避難所の支援に関すること。 4 安否情報の収集に関すること。
災対保健福祉部	・保健福祉政策部 ・高齢福祉部 ・障害福祉部 ・子ども・若者部 ・児童相談所	1 ボランティアに関する総合調整に関すること。 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関すること。 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関すること。 4 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。
災対医療衛生部	・世田谷保健所	1 災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整骨師会その他の医療関係団体への協力要請等に関すること。 3 指定避難所等の総合衛生対策に関すること。 4 緊急医療救護所の設置及び運営に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。

(2) 防災関係機関

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

機関の名称	所 掌
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬駐屯地内)	1 災害派遣の計画の作成に関すること。 2 人命又は財産保護のために緊急に行う必要のある応急救援・応急医療又は応急復旧に関すること。 3 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

(3) 物資配送に関する協定締結事業者

① 協定締結事業者等

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①、協定書等

協定締結事業者名称	所 掌
ヤマト運輸株式会社 南東京主管支店	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること 2 羽田クロノゲート（地域内輸送拠点第1順位）から同社各営業所を通じた各指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対物資管理部との調整による。 3 地域内輸送拠点（ヤマト運輸成城支店）等から指定避難所等への配送に関すること。 4 その他、区が依頼する配送に関すること。
東京都トラック協会 世田谷支部	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。 2 広域用防災倉庫から指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対地域本部との調整による。 3 大蔵第二運動場、国士舘大学（地域内輸送拠点）等から指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対物資管理部との調整による。 4 その他、区が依頼する配送に関すること。
赤帽首都圏軽自動車運送 協同組合	1 広域用防災倉庫から指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対地域本部との調整による。 2 地域内輸送拠点（大蔵第二運動場、国士舘大学）等から指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対物資管理部との調整による。 3 その他、区が依頼する配送に関すること。
世田谷リサイクル 協同組合	1 広域用防災倉庫から指定避難所等への配送に関すること。 細部は、本計画に基づく他、災対地域本部との調整による。 2 その他、区が依頼する配送に関すること。
備蓄物資管理業務委託 事業者	1 大蔵第二運動場、国士舘大学（地域内輸送拠点）における物資配送の運営に関すること。 2 その他、区が依頼する地域内輸送拠点で必要な器材取得・配送に関すること。 ※ 備蓄物資管理業務委託業者 区が、広域用防災倉庫や避難所運営用防災倉庫の備蓄物資管理業務を委託した事業者をいう。

② 協定締結事業者等の連絡先及び保有車両等

(令和7年3月現在)

協定締結事業者名	調整担当者 (役職名)	電話連絡先(代表) E-mail アドレス等	保有車両等
ヤマト運輸株式会社 南東京主管支店	・営業担当マネージャー ・営業担当	(営業部) 代表電話:03-6756-7135 (FAX:03-6756-7357)	(営業所 13箇所) ・各営業所保有の配送車
東京都トラック協会 世田谷支部	・世田谷支部長 ・世田谷副支部長	(事務局) 代表電話:03-3706-1011 E-mail アドレス: torako-setagaya@mx5.alpha-web.ne.jp	・4t車 約20台 ・2t車 約120台
赤帽首都圏軽自動車 運送協同組合 東京支部	・東京支部支部長 ・東京副支部長 ・第4地区(世田谷等) 地区長	(東京配送センター) 代表電話:03-5829-5993 sibu@tokyo.akabou.jp	・軽自動車等 約30台
世田谷リサイクル 協同組合	・理事長 ・事務長	(事務局) 代表電話:03-5451-3450 E-mail アドレス: info@setagaya-r.com	・2t貨物(平ボディ) 約55台 ・軽貨物 約10台

(4) 関係団体

【出典】世田谷区地域防災計画[令和7年修正]本編①

団体名	所掌・活動内容	連絡先
社会福祉法人世田谷 ボランティア協会	○ 一般ボランティアの受入れに関すること。 ○ せたがや災害ボランティアセンターの専門ボランティア登録者の活動に関すること。 ○ 一般ボランティアの活動の実施に関すること。	電話:03-5712-5101 FAX:03-3410-3811
世田谷区社会福祉協 議会	○ 要配慮者等の安否確認や避難支援に関すること。 ○ 避難所及び自宅で避難している区民への福祉サポートに関すること。	電話:03-5429-2200 FAX:03-5429-2204
せたがや防災NPO アクション	○ 避難生活への支援に向けた区内外NPO等のネットワークの構築に関すること。 ○ 災害時の活動の具体化に向けた事前検討に関すること。 ○ 平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートに関すること。	電話:03-5426-3737 FAX:03-5426-3738

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両等の申請

区は、災害発生時等においていち早く緊急交通路を使用して物資を供給するため、災害発生前に緊急通行車両等として使用する車両について、所管の警察署に緊急通行車両確認申出書を提出し、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

なお、協定締結事業者等の車両については、災害応急対策を実施するための車両として使用すること踏まえ、災対各部で厳選した上で、区が緊急通行車両等として申請する。

※区の担当所管（緊急通行車両等の申請）：災対物資管理部（財務部課税課）

- *【資料1】改正災対法施行令等施行後の運用（警察庁）
- *【資料2】緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）
- *【資料7】世田谷区地域防災計画第4章安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第3節 具体的な取組み／第2 応急対策

(2) 緊急通行車両（事前届出車両等）の現況把握

災対物資管理部は、物資配送等に関わる緊急通行車両の事前申請の現況を把握し、毎年4月1日現在の状況を、災対統括部、災対地域本部及び関係事業者と共有して物資配送の実効性を確保する。

(3) 緊急通行車両としての表示の準備

- ① 緊急通行車両としての表示は、警察から交付を受ける標章のほか、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両とするため、災対物資管理部の要望に応じて、災対統括部がステッカー等を準備する。
- ② 災対物資管理部は、協定締結事業者等でステッカー等を必要とする車両数を把握し、協定締結事業者等に災害発生前に配布する。

第2章 物資の配送

1 基本的な考え方（物資配送のタイムライン）

災害時には、区の備蓄物資が枯渇してしまう前に、国・都からの支援物資を確実にかつできる限り速やかに指定避難所等に届ける必要があることから、国・都のタイムラインと整合した区の物資配送のタイムラインを定め、物資配送の基本的な考え方を定める。

（1）発災後概ね3日間

区は、指定避難所（避難所運営用防災倉庫）の備蓄物資の使用のほか、広域用防災倉庫の備蓄物資及び都からの支援物資の配送を行う。

① 指定避難所（避難所運営用防災倉庫）の備蓄物資の使用

発災直後（発災1日目）は、指定避難所等において、避難所運営組織等が避難所運営用防災倉庫の備蓄物資を適時に使用する。

② 広域用防災倉庫の物資の配送

災対地域本部は、担当する広域用防災倉庫に備蓄してある区の備蓄物資及び都の寄託物資を、開設されている指定避難所等にプッシュ型で配送する。

③ 都の支援物資の受入れ等

災対物資管理部は、発災後、都からのプッシュ型支援物資（発災2～3日目の食料等）を受領するため、使用可能な地域内輸送拠点を都に連絡するとともに、速やかに受入れの準備を開始し、逐次に到着する物資を受け入れ、協定締結事業者等と連携して仕分けを行い、支援物資を指定避難所等に配送する。また、国からのプッシュ型支援物資、協定締結自治体・他自治体や協定締結事業者等からの支援物資の受入れを準備する。

災対地域本部は、災対物資管理部が行う仕分けや都への支援要望等のため、拠点隊の活用等により、指定避難所等の状況及び指定避難所等ごとに必要な物資の品目・数量を把握し、総合防災情報システム等を通じて関係部署や協定締結事業者等と情報共有を図るとともに、プル型支援への円滑な移行に努める。

（2）発災後概ね4日目以降

① 国のプッシュ型支援物資等の受入れ

国は、都及び区の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を都の広域輸送基地に輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）。

都は、都内の被災状況及び指定避難所の状況等に応じて、国のプッシュ型支援物資の各区市町村への配分量を定め、各区市町村の地域内輸送拠点へ配送する。

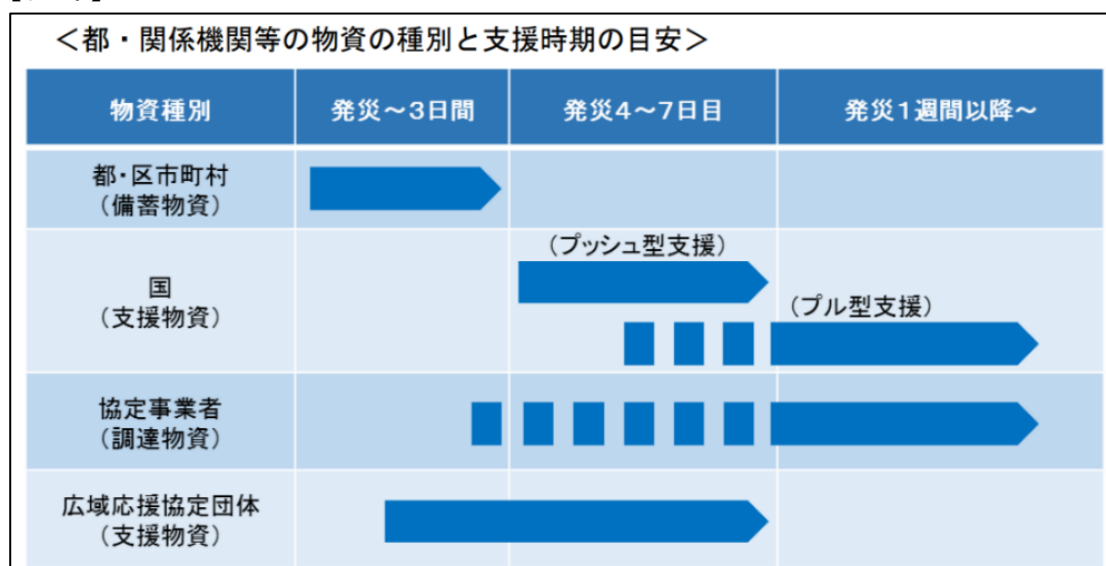
区は、国、協定締結自治体、他自治体及び協定締結事業者等からの支援物資の受入れを行い、指定避難所等に配送する。

② プル型支援物資の受入れ

都は、区市町村を通じて、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握して、国・都の協定締結事業者に対して必要な物資を要請するプル型支援へ逐次に移行する。

災対物資管理部は、国・都からのプル型支援物資を受領できるようにできる限り速やかに体制を整えつつ、災対地域本部等と連携しながら指定避難所等における物資ニーズを把握し、都、関係機関、協定締結事業者等に対して必要な物資を要請し、逐次にプル型支援への対応に移行する。

【参考】



【出典】東京都災害時受援応援計画（令和5年11月改定）

2 災害時における国・都及び区等の役割

(1) 国

国は、発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資が指定避難所等へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地からプッシュ型支援を開始する。当初のプッシュ型支援終了後は、都・区の要請に基づくプル型支援に移行する。

また、新物資システム（B-P10）を使用して都・区市町村等の物資の必要量の把握及び物資調達を行い、適時適切な物資の供給を行う。

(2) 都

都は、発災後、都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給する。また、国や道府県等の支援物資を受け入れる広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、トラックターミナル、埠頭、空港等）の開設を行う。

発災初期は、国・都が事前に定めている計画を踏まえ、各区市町村の被災状況に応じて物資の配分量を算出し、プッシュ型支援により国・都からの支援物資を各区市町村の地域内輸送拠点に対して輸送する。

都は、早期にプル型支援に移行するため、新物資システム（B－P 1 o）により、区市町村毎の物資の必要量の把握及び調達を行い、適時適切に物資供給を行う。

＊【資料3】都の広域輸送基地（25箇所）、備蓄倉庫（20箇所）等

＊【資料4】都の備蓄物資

(3) 区

災対地域本部が主体となり、発災後、協定締結事業者等と協力し、広域用防災倉庫の備蓄物資を開設されている指定避難所等にプッシュ型支援により配送する。また、その後、広域用防災倉庫の管理を行う。

災対物資管理部は、国・都のプッシュ型による備蓄物資及び支援物資の受入れを行うため、地域内輸送拠点を開設する。また、これらの物資や区が調達する物資を指定避難所等に配送するため、物資の管理及び配送を担当する協定締結事業者との調整を行う。

災対物資管理部は、発災後、区として緊急に必要な物資を都から確実に受領し配送するため、指定避難所等が必要とする物資の品目・数量等について、区の総合防災情報システム等により把握し、国の新物資システム（B－P 1 o）を使用して、都に対して適時に情報提供や物資の要請を行う。新物資システム（B－P 1 o）の使用に当たっては、災対統括部と緊密に連携する。

＊【資料8】区の広域用備蓄倉庫一覧表（16箇所）

＊【資料9】区の指定避難所一覧表（96箇所）

＊【資料10】区の基本備蓄物資

＊【資料11】避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）

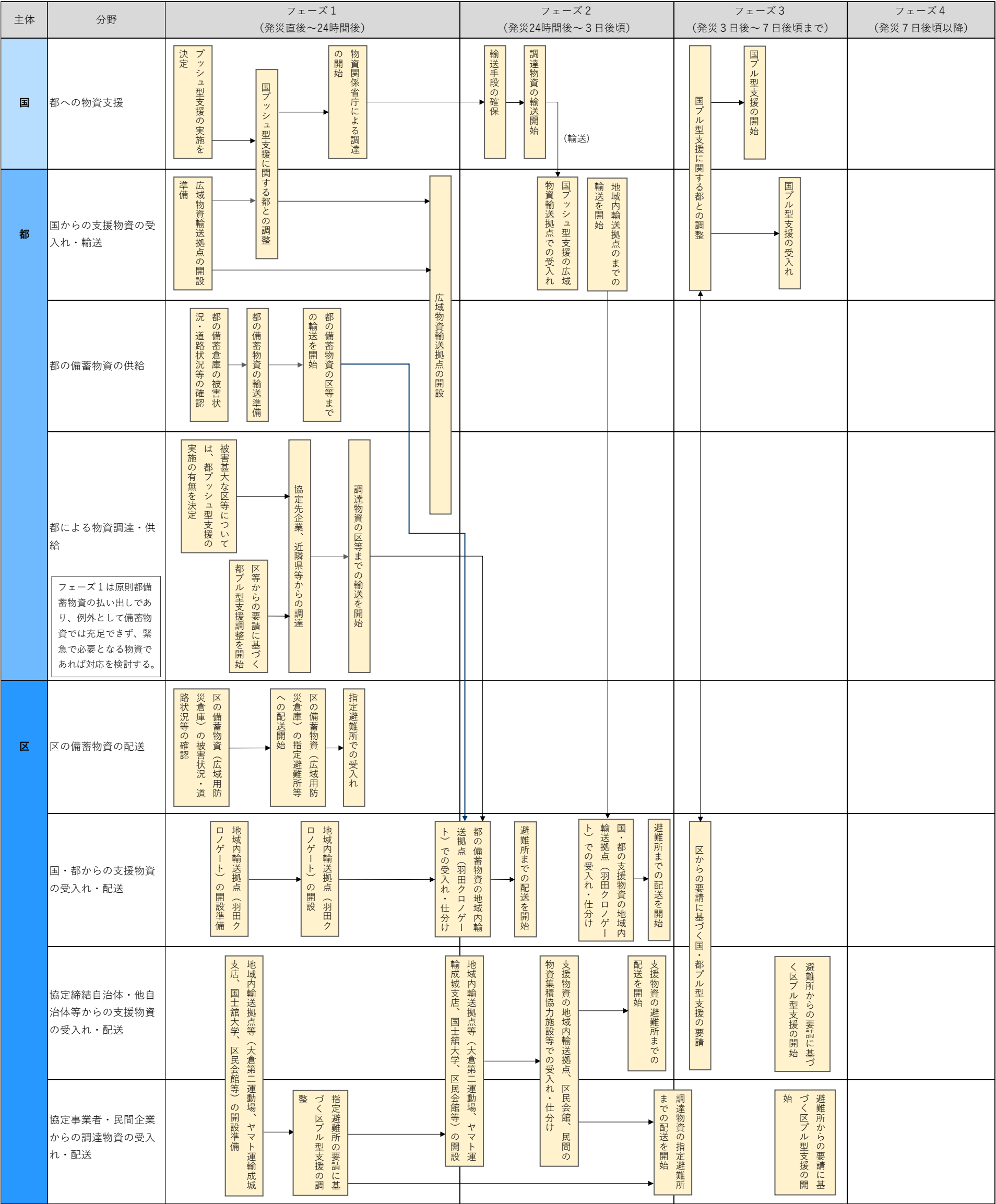
(4) 協定締結事業者

物資配送に関する協定締結事業者は、災害時協力協定に基づき、災対物資管理部や災対地域本部と連携しつつ、広域用防災倉庫や地域内輸送拠点等から指定避難所等への物資の配送を担当する。

また、物資調達に関する協定締結事業者は、災対物資管理部又は災対地域本部の求めに応じ、依頼された物資をできる限り速やかに調達し、指定避難所等に配送されるように手配する。

- *【資料14】ヤマト運輸との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- *【資料15】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- *【資料16】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時協力協定に基づく運用マニュアル
- *【資料17】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- *【資料18】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定に基づく運用マニュアル
- *【資料19】世田谷リサイクル協同組合との災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

【参考】国、都、区の対応イメージ



3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送

(1) 広域用防災倉庫からの区備蓄物資の配送

① 方針

災対地域本部は、発災後、協定締結事業者（東京都トラック協会世田谷支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、世田谷リサイクル協同組合等）と連携し、広域用防災倉庫（区内16箇所）の区備蓄物資等を、プッシュ型により開設されている指定避難所等に対して速やかに配送する。

このため、各災対地域本部は、担当する広域用防災倉庫から、速やかに備蓄物資を協定締結事業者等と連携して配送できるように平時から連絡・情報共有体制等を準備する。また、発災後の積みみや配送に当たっては、状況により自衛隊の協力を得るなど、迅速な備蓄物資の指定避難所等への配送に努める。

② 災害時の広域用防災倉庫の管理及び指定避難所等への配送の担当等

ア 災対統括部は、災対地域本部と連携して、広域用防災倉庫ごとに、広域用防災倉庫の管理及び指定避難所等への配送を行う協定締結事業者を本計画により指定する。

イ 災対地域本部は、災対統括部と連携し、備蓄物資（福祉避難所用備蓄物資等を含む）を指定避難所等に配送するため、広域用防災倉庫内の備蓄物資の配送を担当する協定締結事業者とその配送要領（どの指定避難所に配送するか等）について調整を行う。

ウ 広域用防災倉庫の鍵は、災害発生時に円滑かつ迅速な配送を行うため、災対統括部、災対地域本部、可能な限り配送に係る協定締結事業者がそれぞれ保管する。

エ 災害時における広域用防災倉庫の管理及び指定避難所等への配送担当（令和7年3月現在）は、次の表のとおりとする。

第2章 物資の配送 3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送

災害発生後等における広域用防災倉庫の管理及び指定避難所等への配送担当表

(令和7年3月現在)

No.	倉庫名及び所在地	倉庫面積	主な備蓄物品	担当支所	配送担当(予定)	備考
1	三軒茶屋広域用防災倉庫 (三軒茶屋1-41-10)	97㎡	・テント型間仕切り(6,600張)	世田谷	世田谷リサイクル協同組合	三茶昭和ビル内
2	下馬広域用防災倉庫 (下馬2-26)	150㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(600枚) ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(900台) ・ダンボールベッド(20台)	世田谷	世田谷リサイクル協同組合	
3	おなが広域用防災倉庫 (世田谷4-14-32)	147㎡	・食料(約155,000食) ※寄託物資 ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(750台) ・ダンボールベッド(850台)	世田谷	トラック協会世田谷支部	
4	桜上水広域用防災倉庫 (桜上水3-17)	120㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(1,100枚)	北沢	世田谷リサイクル協同組合	
5	小田急上部広域用防災倉庫 (代田3-56)	15㎡	・テント型間仕切り(100張)	北沢	世田谷リサイクル協同組合	
6	羽根木広域用防災倉庫 (代田4-38)	150㎡	・毛布(1,880枚) ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(1,100台) ・ダンボールベッド(20台)	北沢	世田谷リサイクル協同組合	
7	玉川広域用防災倉庫 (玉川1-14-1)	155㎡	・食料(約81,000食) ※寄託物資 ・テント型間仕切り(100張)	玉川	トラック協会世田谷支部	二子玉川ライズ駐車場内
8	二子玉川公園広域用防災倉庫 (玉川1-16)	173㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(2,600枚) ・テント型間仕切り(500張) ・ワンタッチベッド(1,250台) ・ダンボールベッド(100台)	玉川	世田谷リサイクル協同組合	
9	中町・玉川広域用防災倉庫 (中町4-21)	136㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(1,880枚) ・排便収納袋(6,000枚) ・ダンボールベッド(100台)	玉川	世田谷リサイクル協同組合	中町小学校及び玉川中学校防災倉庫兼用
10	野毛広域用防災倉庫 (野毛1-25)	120㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(2,410枚) ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(850台) ・ダンボールベッド(20台)	玉川	世田谷リサイクル協同組合	
11	大蔵広域用防災倉庫 (大蔵4-6)	150㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(3,320枚) ・排便収納袋(4,400枚) ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(850台) ・ダンボールベッド(20台)	砧	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
12	成城広域用防災倉庫 (成城1-4-19)	86㎡	・排便収納袋(444,000枚)	砧	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	ヤマト運輸株式会社成城支店内
13	希望丘広域用防災倉庫 (船橋6-25)	170㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(1,620枚)	砧	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	船橋希望中学校防災倉庫兼用
14	粕谷広域用防災倉庫 (粕谷3-1-1)	70㎡	・食料(約17,000食) ※寄託物資 ・毛布(100枚) ・排便収納袋(1,000枚)	烏山	トラック協会世田谷支部	J A 東京中央千歳支店内
15	烏山広域用防災倉庫 (北烏山2-3)	146㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(2,540枚) ・排便収納袋(3,000枚) ・テント型間仕切り(2,500張) ・ワンタッチベッド(2,918台) ・ダンボールベッド(100台)	烏山	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	都営烏山北住宅9号棟102号室～108号室
16	中央自動車道高架下広域用 防災倉庫(北烏山4-2)	120㎡	・食料(約5,000食) ※区備蓄 ・毛布(1,990枚) ・排便収納袋(4,000枚) ・テント型間仕切り(100張) ・ワンタッチベッド(682台) ・ダンボールベッド(20台)	烏山	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	

※「主な備蓄物資」欄について

本計画策定時の状況を示す。なお、令和7年度に全ての広域用防災倉庫内の備蓄物資の入れ替えを行う予定である。

③ 配送手順

ア 広域用防災倉庫の被害状況の確認

災対地域本部及び協定締結事業者等（トラック協会世田谷支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、世田谷リサイクル協同組合等）は、発災後速やかに広域用防災倉庫の被害状況を確認し、使用可能な連絡手段（総合防災情報システム、電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等）により災対物資管理部に情報共有する。

イ 協定締結事業者との情報連絡

災対地域本部は、各広域用防災倉庫担当の協定締結事業者と、使用可能な連絡手段（第3章「物資支援要請等の情報伝達・情報共有」3（3）参照）により情報連絡を確保する。

災対地域本部は、広域用防災倉庫における備蓄物資の搬出及び在庫管理、配送業者との調整等のため、担当地域内の広域用防災倉庫に対して連絡員1人（基準）を派遣する。

派遣された連絡員は、各総合支所の震災時職員行動マニュアルに基づき、協定締結事業者に対して開設されている指定避難所等の状況や配送経路に係る情報等を適時に提供するとともに、その他必要な現地調整及び備蓄物資の搬出にかかる指示等を行う。

連絡員は、使用可能な連絡手段により、災対地域本部へ物資の配送状況や現地調整事項等を報告する。

ウ 配送ルート

災対物資管理部は、災対統括部、災対地域本部、災対土木部、協定締結事業者等からの緊急輸送道路の被害状況や交通規制に係る情報等を収集し取りまとめる。

広域用防災倉庫担当の協定締結事業者は、自らが保有する情報や災対地域本部連絡員から共有される情報等を基に判断し、担当する広域用防災倉庫から指定避難所等までの最も確実な配送ルートを決定する。

＊【資料5】大震災（震度6弱以上）発生時における交通統制

エ 配送車両への積込み

災対地域本部連絡員及び協定締結事業者は、災害発生後の倉庫内の被害状況を踏まえ、使用可能な積込み手段を確保し、配送車両への積込みを行う。

積込みに当たっては、物資の箱が壊れないように留意する。

オ 配送結果報告

広域用防災倉庫から配送を行った協定締結事業者は、使用可能な連絡手段（電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等）により、配送開始前には、配送ドライバー名、広域用防災倉庫から指定避難所等に配送する備蓄物資の品目・数量、配送開始時間等を、また、配送終了時には、配送完了時間、配送ルートの状態、指定避難所等の状況などを災対地域本部に報告する。

災対地域本部は、災対物資管理部に対して、担当の広域用防災倉庫から指定避難所等への配送状況や道路状況等を、総合防災情報システムやメールグループにより報告する。

＊【資料12】車両の調達及び配車要領

(2) 羽田クロノゲートからの支援物資の配送

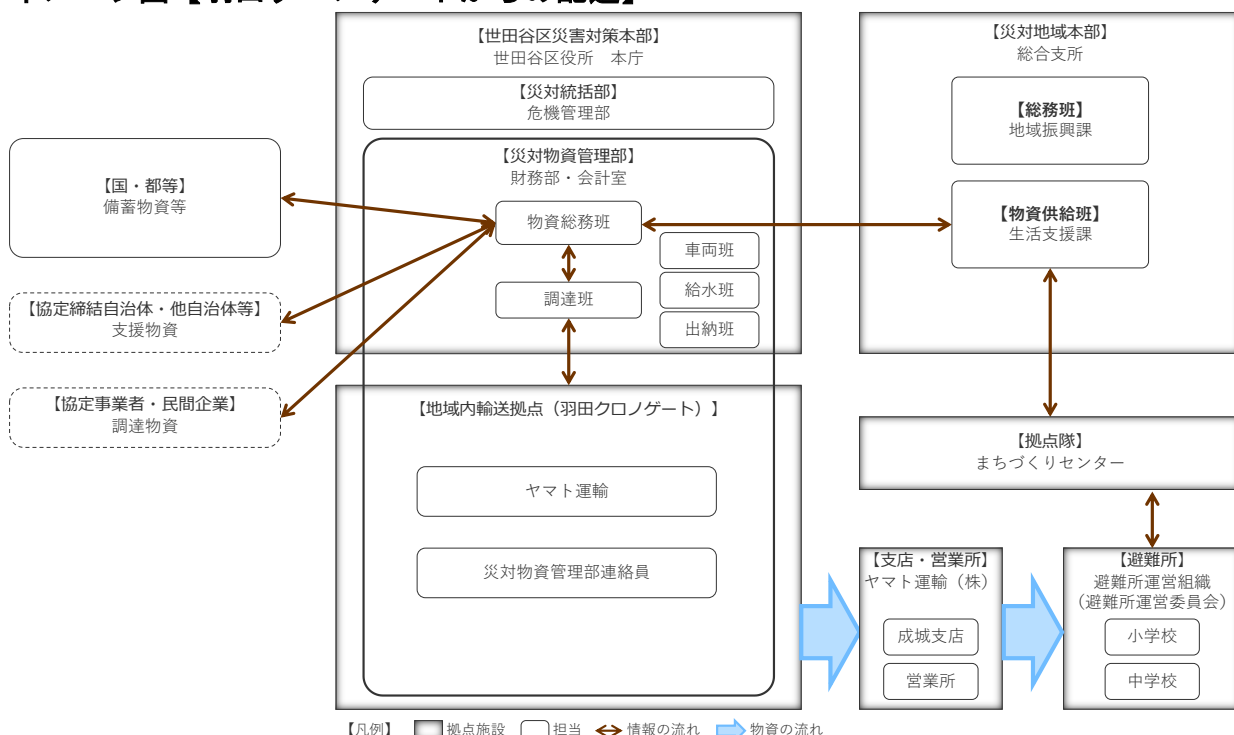
① 方針

災対物資管理部及びヤマト運輸株式会社南東京主管支店(以下「ヤマト運輸」という。)は、国・都からの支援物資を、ヤマト運輸が管理・運営する地域内輸送拠点第1順位の羽田クロノゲートで受領し、指定避難所毎に仕分けを行う。その後、ヤマト運輸は、仕分けした支援物資を積載した車両を区内の同社営業所へ逐次に出発させるとともに、営業所においては営業所が運用する小型車等に積み替えを行い、指定避難所等へ配送する。

災対物資管理部は、国・都からの支援物資を羽田クロノゲートで確実に受領し指定避難所にできる限り迅速に配送するため、発災後、連絡員(2人)を羽田クロノゲートに速やかに派遣する。また、羽田クロノゲートにおける物資の受領、仕分け、積み込み等の作業が円滑に行われるよう、国の新物資システム(B-P10)により、都が区に配送する物資の品目・数量、到着時期等を把握して羽田クロノゲートとの情報共有を適切に行う。

※ 羽田クロノゲートは、あくまでも配送拠点であり、物資集積のための保管スペースがないことから、物資の集積拠点としては使用できないことについて注意が必要である。

イメージ図【羽田クロノゲートからの配送】



＊【資料5】大震災(震度6弱以上)発生時における交通統制

② 羽田クロノゲートにおける役割分担

ア ヤマト運輸

- ・配送に係る国・都が契約する事業者との調整
- ・羽田クロノゲートにおける支援物資の受領、仕分け、各営業所までの配送
- ・各営業所から指定避難所等までの配送

イ 災対物資管理部

- ・羽田クロノゲートへの連絡員（2人）の派遣
- ・国・都からの支援物資の配送に係る関係者との調整
- ・各指定避難所等の状況（物資ニーズ、物資集積状況等）の情報収集・提供
- ・ヤマト運輸に対する各指定避難所等への配送指示等

③ 配送手順

ア 羽田クロノゲートの被害状況の確認

ヤマト運輸は、発災後速やかに、羽田クロノゲートの被害状況、また、区内営業所等の稼働・不稼働に係る情報等を把握し、災対物資管理部に情報共有する。

災対物資管理部は、羽田クロノゲートに係る情報を総合防災情報システムにより災対統括部及び災対地域本部等と共有する。

イ 協定締結事業者との情報連絡

災対物資管理部は、発災後速やかに羽田クロノゲートに2人の連絡員を派遣し、ヤマト運輸との緊密な連携を確保する。

災対物資管理部が派遣した連絡員は、国・都からの支援物資の受領に必要な情報（いつ、何が、どれくらいの量、どのように輸送される等）について、新物資システム（B-P10）及び総合防災情報システム等により把握し、羽田クロノゲートへ情報を提供する。また、羽田クロノゲートの状況（支援物資の受領状況、荷捌き状況、配送状況、懸念事項等）を把握し、総合防災情報システムにより関係部署に情報共有する。

※ 災対物資管理部は、平時から羽田クロノゲート内に連絡員2人の待機場所を調整しておく。また、発災後派遣された連絡員は12時間交代での勤務（基準）とし、羽田クロノゲートの職員との連携を常時維持するとともに、総合防災情報システムや防災行政無線等により必要な情報共有を行う。

ウ 配送ルート

下表に示すヤマト運輸の各営業所は、指定されている指定避難所等への配送を行う。

ヤマト運輸は、道路等の被害状況が不明の場合にあっても、指定避難所等への配送に最も適切な同社営業所に物資配送を確実に行うため、羽田クロノゲートから各営業所までの最適な物資配送ルートを適時判断する。災対物資管理部は、そのために必要な通行許可等の措置を迅速に講ずる。

【ヤマト運輸各営業所の担当指定避難所等一覧】

ヤマト運輸 営業所名	番号	指定避難所名	住所	管轄総合支所	拠点隊 (まちづくりセンター)	想定収容 人数	備考
烏山	87	上北沢小学校	上北沢4-22-29	烏山	上北沢	1949	
	92	給田小学校	給田4-24-1	烏山	烏山	2540	
	93	烏山北小学校	北烏山6-3-1	烏山	上祖師谷	2761	
	94	烏山小学校	給田1-2-1	烏山	烏山	1804	
	95	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	烏山	烏山	1466	
	96	烏山中学校	南烏山4-26-1	烏山	烏山	1963	
下北沢	33	下北沢小学校	大原1-4-6	北沢	新代田	1944	
	37	北沢中学校第二校舎(旧北沢小学校)	北沢4-32-20	北沢	北沢	1159	
	38	北沢中学校	北沢5-12-3	北沢	北沢	1686	
桜丘	11	桜小学校	世田谷2-4-15	世田谷	上町	1785	
	16	桜丘小学校	桜丘1-19-17	世田谷	経堂	1956	
	17	世田谷小学校	宮坂1-38-4	世田谷	経堂	1438	
	19	笹原小学校	桜丘5-19-1	世田谷	経堂	1797	
	20	桜丘中学校	桜丘2-1-39	世田谷	経堂	1956	
三軒茶屋	4	太子堂小学校	太子堂5-7-4	世田谷	太子堂	2000	
	5	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	世田谷	太子堂	1186	
	6	太子堂中学校	太子堂3-27-17	世田谷	太子堂	1536	
	7	三宿中学校	太子堂1-3-43	世田谷	太子堂	2174	
	8	若林小学校	若林5-27-18	世田谷	若林	1973	
	9	教育総合センター	若林5-38-1	世田谷	若林	363	
	10	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	世田谷	若林	1410	
	21	駒沢小学校	駒沢2-10-6	世田谷	上馬	2193	
	22	駒沢中学校	駒沢2-39-25	世田谷	上馬	1997	
三宿	25	中丸小学校	野沢3-34-16	世田谷	下馬	1406	
	1	三宿小学校	三宿1-12-6	世田谷	池尻	1265	
	2	多聞小学校	三宿2-26-11	世田谷	池尻	2270	
	3	池尻小学校	池尻2-4-10	世田谷	池尻	2691	
	23	旭小学校	野沢1-4-3	世田谷	下馬	1492	
	24	駒繫小学校	下馬1-42-12	世田谷	下馬	1378	
世田谷奥沢	26	駒留中学校	下馬4-18-1	世田谷	下馬	1947	
	45	奥沢小学校	奥沢3-1-1	玉川	奥沢	1395	
	46	東玉川小学校	奥沢1-1-1	玉川	奥沢	1328	
	47	奥沢中学校	奥沢1-42-1	玉川	奥沢	1517	
	48	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	玉川	九品仏	2914	
	49	九品仏小学校	奥沢8-12-1	玉川	九品仏	1367	
	52	玉堤小学校	玉堤2-11-1	玉川	等々力	1663	

第2章 物資の配送 3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送

成城	61	瀬田小学校	瀬田2-15-1	玉川	二子玉川	1589	
	62	瀬田中学校	瀬田2-17-1	玉川	二子玉川	1563	
	69	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	砧	祖師谷	2007	
	70	明正小学校	成城3-3-1	砧	成城	2581	
	71	砧中学校	成城1-10-1	砧	成城	2332	
	80	砧小学校	喜多見6-9-1	砧	砧	1493	
	81	砧南小学校	鎌田4-3-1	砧	喜多見	3365	
	82	喜多見小学校	喜多見3-11-1	砧	喜多見	2113	
	83	喜多見中学校	喜多見4-20-1	砧	喜多見	1549	
	84	砧南中学校	鎌田3-13-20	砧	喜多見	1766	
	85	山野小学校	砧6-7-1	砧	砧	2436	
千歳台	86	千歳小学校	成城9-6-1	砧	成城	2191	
	72	塚戸小学校	千歳台6-7-1	砧	祖師谷	2532	
	75	千歳台小学校	千歳台4-24-1	砧	船橋	2191	
	79	千歳中学校	千歳台6-15-1	砧	祖師谷	2019	
	89	芦花小学校	粕谷2-22-1	烏山	上祖師谷	3043	
	90	芦花中学校	粕谷2-22-2	烏山	上祖師谷	2371	
代田	91	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	烏山	上祖師谷	1766	
	27	山崎小学校	梅丘3-9-1	北沢	梅丘	1386	
	28	さくら花見堂	代田1-13-14	北沢	梅丘	1811	
	29	城山小学校	梅丘2-1-11	北沢	梅丘	1680	
	30	世田谷中学校	梅丘3-8-1	北沢	梅丘	2074	
	31	代沢小学校	代沢5-1-10	北沢	代沢	1772	
	32	富士中学校	代沢1-23-17	北沢	代沢	1695	
	34	まもりやまテラス (旧守山小学校)	代田6-21-5	北沢	新代田	603	
	35	代田小学校	代田4-2-3	北沢	新代田	1283	
中町	36	池之上小学校	代沢2-42-15	北沢	代沢	1078	
	55	中町小学校	中町4-23-1	玉川	上野毛	2572	
	56	玉川小学校	中町2-29-1	玉川	上野毛	2162	
	57	玉川中学校	中町4-21-1	玉川	上野毛	2529	
	59	二子玉川小学校	玉川4-6-1	玉川	二子玉川	2138	
等々力	60	桜町小学校	用賀1-5-1	玉川	用賀	2561	
	50	尾山台小学校	尾山台3-11-1	玉川	等々力	1605	
	51	等々力小学校	等々力7-26-1	玉川	等々力	1560	
	53	八幡中学校	等々力6-4-1	玉川	九品仏	1773	
	54	尾山台中学校	尾山台3-27-23	玉川	等々力	1765	
	58	京西小学校	用賀4-27-4	玉川	用賀	2076	
	65	東深沢小学校	深沢3-7-1	玉川	深沢	1879	
	68	東深沢中学校	深沢4-18-28	玉川	深沢	2278	
馬事公苑	12	弦巻小学校	弦巻1-9-18	世田谷	上町	1826	
	13	松丘小学校	弦巻3-23-12	世田谷	上町	2240	
	14	弦巻中学校	弦巻1-42-22	世田谷	上町	1924	
	15	桜木中学校	桜1-48-15	世田谷	上町	1820	
	63	用賀小学校	上用賀6-14-1	玉川	用賀	1816	
	64	用賀中学校	上用賀5-15-1	玉川	用賀	2113	
	66	深沢小学校	新町1-4-24	玉川	深沢	1720	
	67	深沢中学校	新町1-26-29	玉川	深沢	1990	
八幡山	18	経堂小学校	桜上水1-23-3	世田谷	経堂	2009	
	39	松原小学校	松原5-43-26	北沢	松原	1756	
	40	梅丘中学校	松原6-5-11	北沢	松原	1804	
	41	松沢小学校	赤堤4-44-22	北沢	松沢	2855	
	42	赤堤小学校	赤堤1-41-24	北沢	松沢	2183	
	43	松沢中学校	桜上水4-5-2	北沢	松沢	1828	
	44	緑丘中学校	桜上水3-19-12	北沢	松沢	2046	
	73	船橋小学校	船橋4-41-1	砧	船橋	2749	
	74	希望丘小学校	船橋4-9-1	砧	船橋	1763	
	76	船橋希望中学校	船橋4-20-1	砧	船橋	2798	
	77	希望丘複合施設	船橋6-25-1	砧	船橋	814	
	78	千歳丘高校	船橋3-18-1	砧	船橋	460	
	88	八幡山小学校	八幡山1-14-1	烏山	上北沢	1255	

エ 配送のための積み込み

ヤマト運輸は、羽田クロノゲート内の仕分け場において、指定避難所等毎にロールボックスパレットを使用して支援物資を仕分け、同社手配の輸送トラックに積み込み、逐次に発送する。

羽田クロノゲートでは、一定量を超える支援物資を集積するだけの十分なスペースの確保が困難なため、仕分けスペースが支援物資により占有され確保できないような状況を避けるためにも、国・都からの支援物資の配送状況に注意する。

ヤマト運輸及び災対物資管理部は、羽田クロノゲートにおいて支援物資を受領できない状況が予測される場合又は発生した場合には、支援物資を積載した車両を地域内輸送拠点第2順位へ向かわせるなど、応急的な処置を講じる

【参考】

ヤマト運輸は羽田クロノゲートにおいて、災害時には同社が使用するロールボックスパレットを使用するとともに、指定避難所等毎にロールボックスパレットを指定し、物資品目の箱単位で同パレット内に仕分けする。

災対物資管理部連絡員は、指定避難所等の支援物資品目・数量に関する情報をヤマト運輸と適時に共有し、指定避難所等の開設状況に合わせた物資の配送が確実に行われるように努める。また、総合防災情報システム等を使用し、災対物資管理部及び災対地域本部に、配送に係る必要な情報を共有する。

ヤマト運輸は、各指定避難所等宛のロールボックスパレットに仕分けされた支援物資を同社の大型トラック等により、各営業所へ配送する。

ヤマト運輸各営業所は、指定避難所等毎のロールボックスパレット内の支援物資を、営業所が運用する小型車に箱単位で積み替え、使用可能な経路により指定避難所等に配送し、避難所運営委員会や拠点隊の要望に応じた場所に支援物資を荷下ろしして物資の配送を完了する。

オ 配送結果報告

ヤマト運輸は、配送実績（配送先、配送物資品目及び量、配送完了時間等）を確実に記録し、災対物資管理部へ情報共有する。

災対物資管理部連絡員は、ヤマト運輸からの羽田クロノゲートによる配送実績を把握し、総合防災情報システム等により各指定避難所等への配送結果や支援物資の集積状況（保有状況）を確認しつつ、羽田クロノゲートにおける配送状況や今後の予定等を災対物資管理部に適時に報告する。

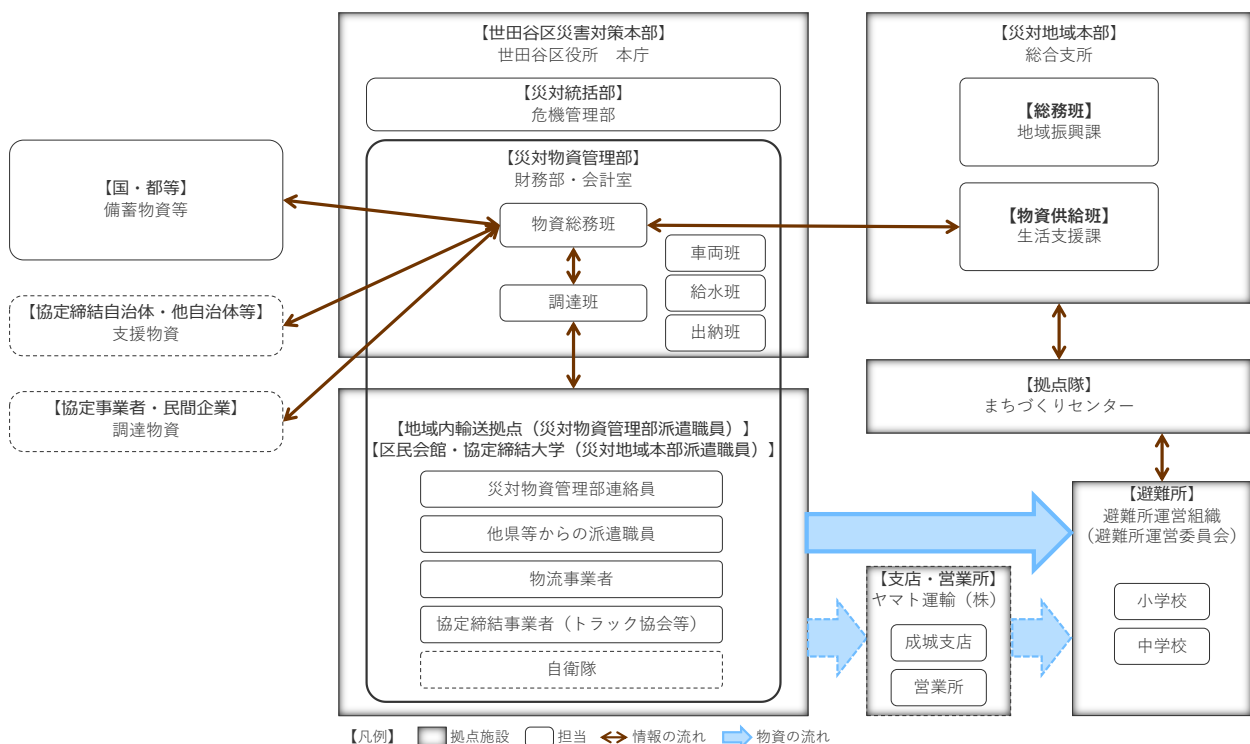
また、羽田クロノゲートからの配送状況等の情報を、メールグループを活用して協定締結事業者や協定締結大学と適時に情報共有する。

(3) 羽田クロノゲートが使用できない場合の支援物資の配送

① 方針

区は、地域内輸送拠点第1順位である羽田クロノゲートが停電、倒壊、道路遮断等により使用できない場合は、地域内輸送拠点第2順位の大蔵第二運動場、ヤマト運輸成城支店、国士舘大学や、必要に応じて区民会館、民間の物資集積施設（区内協定締結大学9箇所）等を使用して、国・都からの支援物資を受領・集積するとともに、災対物資管理部が、東京都トラック協会世田谷支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、世田谷リサイクル協同組合の協定締結事業者や他自治体等からの派遣職員等と連携し、効率的に仕分けを行い、できる限り速やかに指定避難所等へ配送する。

イメージ図【羽田クロノゲートが使用できない場合】



* 【資料5】大震災（震度6弱以上）発生時における交通統制

② 地域内輸送拠点等における役割分担

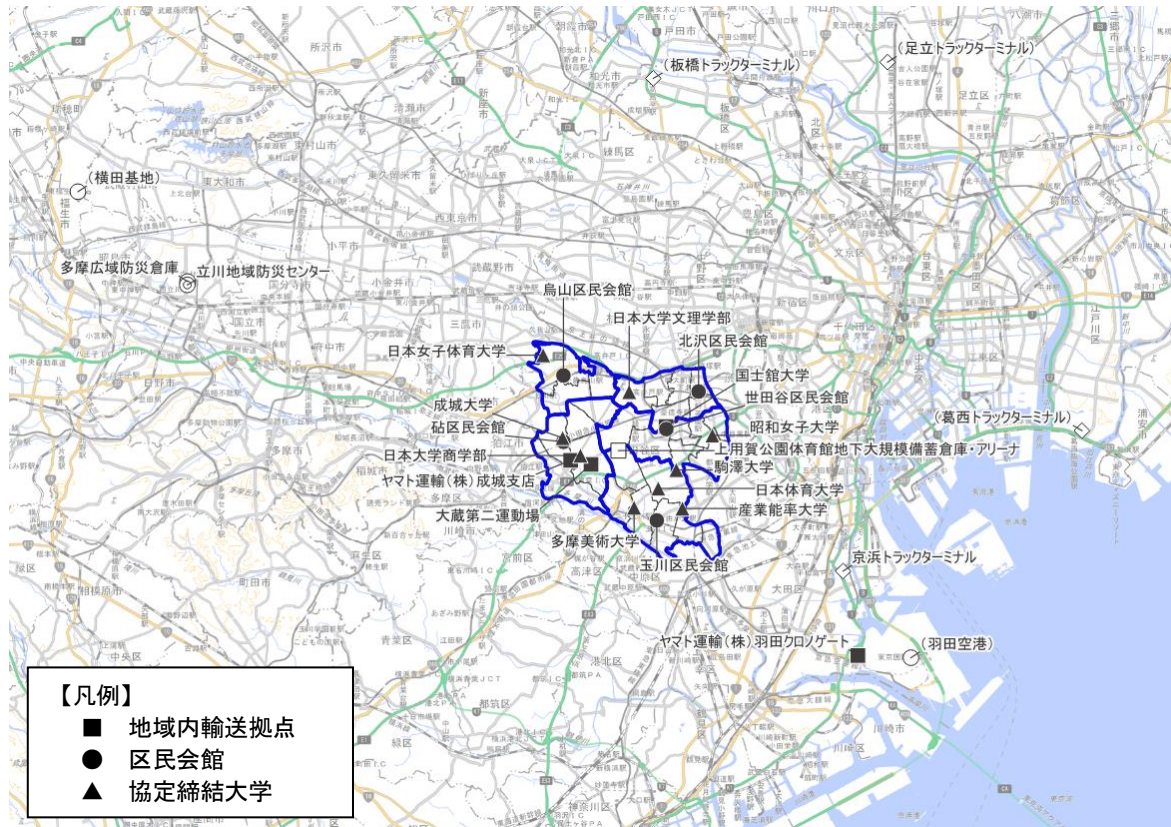
羽田クロノゲートが使用できない場合の第2順位の地域内輸送拠点等とその担当部署及び物資配送に係る協定締結事業者等の配送担当は、下表の通りとする。

No	地域内輸送拠点等	担当部署	配送担当協定締結事業者等	備考
1	大蔵第二運動場 (区施設)	災対物資管理部	トラック協会世田谷支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	○拠点運営は、他自治体からの派遣職員、協定締結事業者等、状況により自衛隊の支援を受ける。
2	ヤマト運輸 (成城支店)		ヤマト運輸 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
3	国士舘大学		ヤマト運輸 世田谷リサイクル協同組合	
4	世田谷区民会館	世田谷総合支所	世田谷リサイクル協同組合	○国・都以外からの支援物資等を受領する。 ○地域内輸送拠点で対応できない場合は、羽田クロノゲートに代わり運用する。
5	北沢区民会館	北沢総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
6	玉川区民会館	玉川総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
7	砧区民会館	砧総合支所	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
8	烏山区民会館	烏山総合支所	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	○各災対地域本部は、区民会館における対応能力を超えそうな場合には、先行的に開設することを判断する。 ○メールグループによる全般の配送状況の情報共有により先行的に準備を行う。
9	昭和女子大学	世田谷総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
10	駒澤大学	世田谷総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
11	日本大学文理学部	北沢総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
12	日本体育大学	玉川総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
13	産業能率大学	玉川総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
14	多摩美術大学	玉川総合支所	世田谷リサイクル協同組合	
15	日本大学商学部	砧総合支所	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
16	成城大学	砧総合支所	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
17	日本女子体育大学	烏山総合支所	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
18	(上用賀公園体育館地下倉庫・アリーナ)	災対物資管理部	トラック協会世田谷支部	※令和13年以降竣工後
※1 No1～No3の地域内輸送拠点第2順位からの配送は、発災直後に行う広域用防災倉庫から指定避難所等への配送が終了した車両をもって行う。				
※2 No9～No17の大学の使用に当たっては、災対物資管理部の判断・指示に基づき、担当の災対地域本部（総合支所）が使用するものとする。				
※3 地域内輸送拠点等からの配送先は、被災後の指定避難所等の運営状況により、配送する指定避難所等を決定する。				

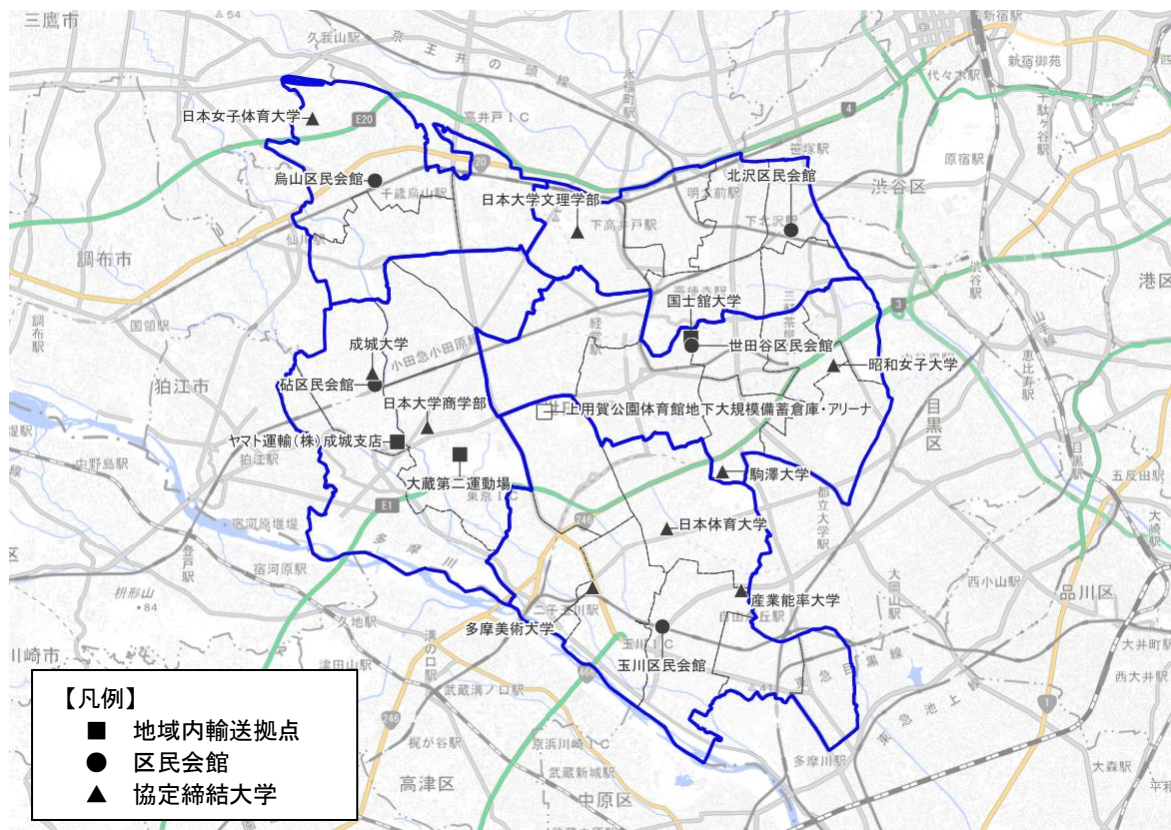
*【資料20】学校法人国士舘との災害時における協力等に関する協定

*【資料21】学校法人昭和女子大学等との災害時における協力体制に関する協定

◆都の関連施設及び区の地域内輸送拠点等の位置関係



◆区内の地域内輸送拠点・区民会館・民間の物資集積協力施設の位置関係



③ 配送手順

ア 地域内輸送拠点等の被害状況の確認

被災直後、災対物資管理部は地域内輸送拠点の、また、各災対地域本部は担当する民間の物資集積協力施設（協定締結大学）の被害の状況や周辺道路等の情報を収集し、それぞれの機能が発揮できるかどうかを確認・判断して、国・都からの支援物資等の受領体制を確立する。

災対物資管理部は、確認した内容及び受領体制について都と情報共有するとともに、国・都からのプッシュ型による支援物資の受領を準備する。

イ 協定締結事業者との情報連絡

災対物資管理部は、地域内輸送拠点に対して必要な連絡員を派遣し、各施設の管理者との緊密な連携を確保する。

災対物資管理部が派遣した連絡員は、国・都からの支援物資の受領に必要な情報（いつ、何が、どれくらいの量、どのように輸送される等）について、新物資システム（B-P10）及び総合防災情報システム等により把握し、担当する協定締結事業者等へ逐次に情報を提供する。また、現地で活動する他県等からの派遣職員や協定締結事業者等と緊密な連携を維持し、必要に応じて情報連絡又は調整を行うとともに、地域内輸送拠点の状況（支援物資の受領状況、荷捌き状況、配送状況、懸念事項等）を総合防災情報システム又は使用可能な連絡手段により、関係部署と適時に情報共有する。

災対物資管理部は、各地域内輸送拠点の運営状況を適切に把握し、都へ新物資システム（B-P10）により随時情報提供を行い、国・都によるプッシュ型支援による備蓄物資の受領・集積が、特定の拠点へ偏らないように努める。

※ 配送における混乱や、拠点における過剰な受領等を避けるため、都と緊密に認識を合わせること及び不必要な物資を受領しないことに留意する。

ウ 配送ルート

災対物資管理部は、災対統括部、災対地域本部、災対土木部、トラック協会世田谷支部等の協定締結事業者、防災関係機関等から緊急輸送道路等に関する情報を収集し、協定締結事業者等と協議しながらそれぞれの指定避難所等までの配送ルートを決定する。

災害時の配送においては、現場からの情報が極めて重要であるため、使用できる道路に関する情報を関係者間で共有する。

エ 配送のための積込み

災対物資管理部は、仕分け・配送を考慮しつつ、国・都から逐次に到着する支援物資を地域内輸送拠点内の最も適した場所で受領し、指定避難所等への配送のための仕分けを行うとともに、到着する車両への積込みを行う。

災対物資管理部の連絡員は、他県等からの派遣職員や協定締結事業者等と、必要に応じて自衛隊等と緊密に連携しながら、地域内輸送拠点を運営する。また、仕分けのためのスペースを確保し、無駄のない仕分け要領により、当初はプッシュ型の配送であることを踏まえ、協定締結事業者等と連携して箱単位による積込みを行う。

災対物資管理部は、効率的・省力的な仕分け・積込みを行うため、専門的な知見を有するトラック協会世田谷支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合等の意見を踏まえ、協定締結事業者等に依頼するなど、必要に応じロールボックスパレットやフォークリフト等の必要な機材の手配を行う。

※ 災対物資管理部は、平時からフォークリフト等を保有する専門事業者またはレンタル会社と、災害時のフォークリフト等の利用について協議・調整する。

オ 配送結果報告

配送を担当する協定締結事業者等は、地域内輸送拠点における配送開始時に配送開始時間、避難所運営組織が示す指定避難所等の集積完了時間、また、使用したルート、到着までに要した時間等を簡潔に取りまとめ、電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等により災対物資管理部に報告する。

4 国・都以外からの救援物資等の配送

(1) 協定締結自治体、他自治体等からの救援物資の配送

① 方針

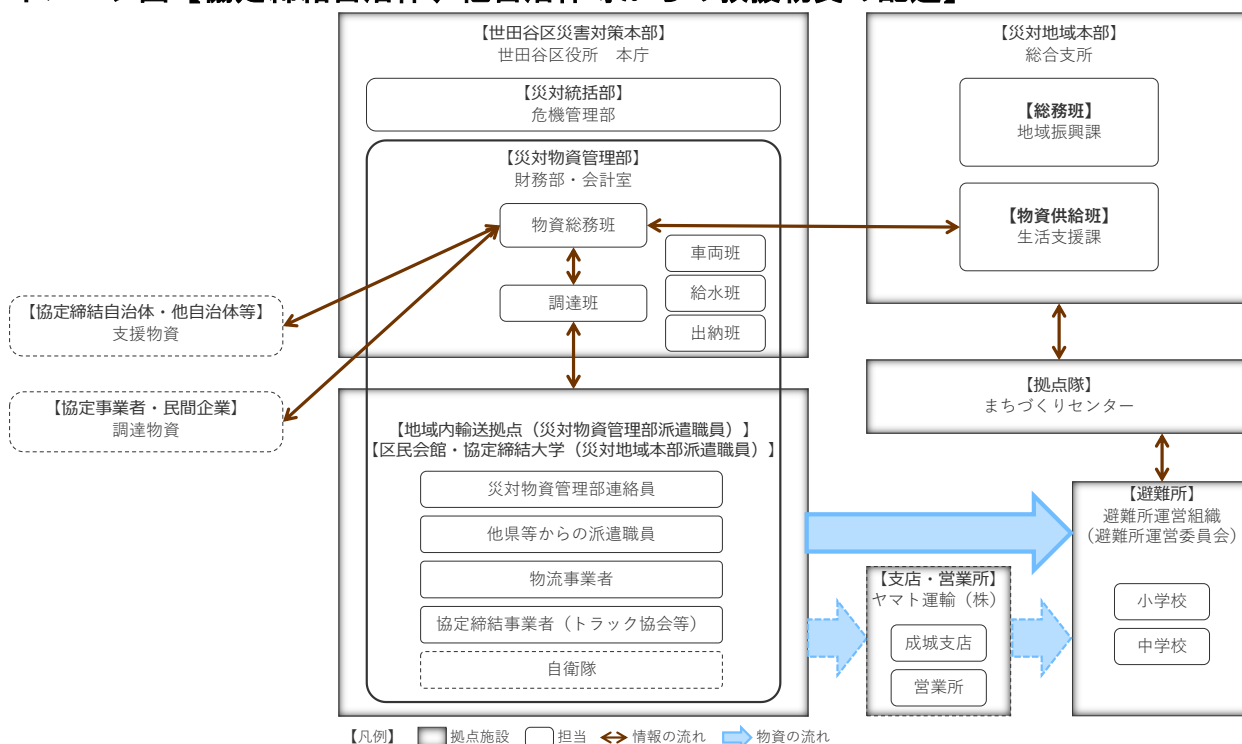
区は、協定締結自治体、他自治体等からの支援物資を、地域内輸送拠点第2順位又は区民会館において受領する。また、羽田クロノゲートが余裕のある場合は、羽田クロノゲートにおいて受領するほか、必要に応じて、民間の物資集積協力施設（区内協定締結大学9箇所）を使用する。

その後、災対物資管理部長の監督・指導に基づき、地域内輸送拠点においては災対物資管理部が、また、区民会館（5箇所）及び民間の物資集積協力施設（9箇所）においては災対地域本部が、他県等から派遣された派遣職員、備蓄物資管理業務委託事業者、協定締結事業者等と協力しながら、状況によっては自衛隊の協力を得て、できるだけ迅速かつ効率的に仕分け・積み込みを行い、指定避難所等へ配送する。

この際、災対物資管理部は、発災後の羽田クロノゲートにおける国・都からの支援物資の受領や発送状況を踏まえ、地域内輸送拠点第2順位の大蔵第二運動場等の運営状況、また、各指定避難所等の物資保有の状況、区内の食料等の物資調達状況等を確認しつつ、災対地域本部毎に区民会館での受領等の可否を考慮して、最も適切な集積地及び配送拠点の運営又は指定避難所等で直接受領するか調整する。

※ 災対地域本部は、発災後において、集積地及び配送拠点に配置できる職員数、他県等からの派遣職員数、東京都トラック協会世田谷支部等の協定締結事業者、状況により自衛隊現地部隊との調整に基づき、最も適切な物流体制を確立する。

イメージ図【協定締結自治体、他自治体等からの救援物資の配送】



② 集積地及び配送拠点の決定

災対物資管理部は、区内の被害状況、使用できる道路状況、指定避難所の状況等を踏まえ、協定締結自治体、他自治体、また、物資調達に係る協定締結事業者等との調整により、救援物資を受領するための集積地及び配送拠点を判断し明示する。

災対物資管理部は、協力協定締結自治体（松本市、川場村、熊谷市、高崎市、つくば市、十日町市、小山市）からの支援物資は、確実かつ迅速に受領するため、最も近い輸送ルート进行想定して区外の羽田クロノゲートではなく、区内の大蔵第二運動場、国士舘大学、または、各区民会館等での受領を判断するなど、各拠点の運営状況を踏まえ、支援物資の品目・数量、輸送ルート、指定避難所等のニーズ等を考慮して、最適な集積地又は拠点等における受領要領を総合的に判断する。

※1 区が独自に使用できる集積地及び配送拠点は、区民会館5箇所及び民間の物資集積協力施設（協定締結大学施設）9箇所の合計14箇所である。

※2 羽田クロノゲートにおける集積スペースは、仕分けスペースを確保するために一定量しか確保できないことを踏まえ、羽田クロノゲートが円滑に稼働している場合にあっては、協力締結自治体・他自治体等からの支援物資等を、羽田クロノゲート宛てに配送するかどうかは慎重に判断する必要がある。

③ 配送手順

ア 救援物資の受領等

第2章第4項（1）①及び②を踏まえ、第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて、支援物資を受領し、物資品目ごとに集積する。

※ 地域内輸送拠点第2順位における細部の集積図は、発災時における災対物資管理部と協定締結事業者等との調整による。

イ 協定締結事業者との情報連絡

第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」における協定締結事業者との情報連絡に準じて、連絡及び情報共有を行う。

ウ 配送ルート

第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて、配送ルートを決定する。

エ 配送のための積み込み

地域内輸送拠点においては災対物資管理部が、区民会館においては災対地域本部が、他県等からの派遣職員や協定締結事業者等とともに、総合防災情報システム又は電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等により把握できている各指定避難所等のニーズ又は災対物資管理部の指示に基づき、第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて、救援物資を仕分けし、箱単位による積み込みを行う。

※ 指定避難所等のニーズに基づく仕分けに当たっては、各指定避難所等における物資の不足を防止するため、また、各集積地及び配送拠点における物資の滞留を防止するために、各指定避難所等には予備の物資が十分に集積されるように留意する。

※ 積み込みに当たっては、協定締結事業者等によるロールボックスパレットが使用できる場合は、これを使用し、仕分け・配送の効率化・省力化に努める。

※ 発災直後は混乱期であることから、プッシュ型支援が原則となるが、4～7日目以降はプル型支援に移行できるように各指定避難所等のニーズの把握に努め、円滑な情報共有及び現場の管理に努める。

オ 配送結果報告

第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて、配送結果を報告する。

（2）協定締結事業者・民間事業者等からの調達物資等の配送

① 方針

災対物資管理部は、災対統括部、災対地域本部、指定避難所等のニーズに基づき、協定締結事業者や民間事業者等から食料や生活必需品等の調達を行い、災対地域本部が区民会館又は民間の物資集積協力施設等で受領・仕分けして、協定締結事業者等と協力し、指定避難所等へ配送する。

特に区が行う指定避難所等用の物資調達においては、協定締結事業者や民間事業者等が物資の入手先から指定避難所等へ直接配送できる場合は、指定避難所等への直接配送を基本として調整を行い、効率的な調達に努める。

② 指定避難所等のニーズの把握

ア 各災対地域本部は、避難所避難者が必要とする食料や生活必需品等に関し、拠点隊が主体となり避難所運営組織やボランティア等と可能な範囲で意見交換を行い、指定避難所等ごとのニーズを取りまとめる。

各災対地域本部は、取りまとめた指定避難所等のニーズを総合防災情報システムや電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等により災対物資管理部等に連絡・情報共有する。

イ 災対物資管理部は、情報共有により把握できた物資のニーズに基づき、国・都から供給される物資品目等と照らし合わせつつ、区として真に必要な物資調達が円滑に行われるように、調達すべき品目リスト（「物資の要請票・表」ともいう）を、総合防災情報システムを活用して整理する。

※ 各災対地域本部は、発災直後の混乱期には国・都からのプッシュ型支援が主体となることが想定されるが、4～7日目以降はプル型支援に移行できるよう、指定避難所等のニーズを把握できる体制の早期確立に努める。

③ 災害時協力協定等に基づく調達

災対物資管理部は、区としてできる限り迅速に必要な物資を確保するため、長期的に必要な物資等を見積もり、作成する品目リストに基づき、協定締結事業者等と協議しつつ、できるだけ迅速に効率的かつ効果的な調達を行う。

また、区の協定等により入手できる物資も考慮しつつ、物資が不足する場合には、原則、新物資システム（B-P10）への入力により、都へ物資を要請する。

なお、発災直後の区の被害状況や国・都からの物資の配送状況等を踏まえ、生活支援や復旧活動のために必要な物資や器材を先行的に判断するとともに、調達にかかる時間の短縮に留意する。

※ 災対物資管理部や災対地域本部は、各指定避難所等において不足する物資の情報を集約するとともに、現地で支援を行う自衛隊等の防災関係機関との情報共有に努める。

※ 必要な物資の調達に当たっては、災害時の物資調達に関わる協定に基づき必要な調整を行うとともに、配送先の調整に当たっては可能な限りニーズ元になる指定避難所等を宛先とすることに留意し、調達した物資が円滑かつ迅速に避難所避難者に届くように努める。

※ 物資調達に当たっては、区として、物資品目毎の全体の保有量の把握に努める。また、真に必要な物資品目を見積もり、これに基づく調達を行うとともに、調達が難しい物資品目がある場合は、代替品等の調達に努める。

【参考】生活必需品の備蓄（国「避難所における生活環境改善指針」より）

生活必需品等については、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護の観点から、以下の物資等が不足すると想定される。

- タオルケット、毛布、布団等の寝具
- 洋服上下、子供服の上下、シャツ、パンツ等の下着
- タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

- 炊飯器、鍋、包丁、ガス用品等の調理器具
- 茶碗、皿、箸等の食器

＊【資料13】応急物資の優先供給に関するマニュアル（世田谷区商店街連合会）

④ 配送手順

ア 調達物資の受領・集積

第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて調達物資の受領・集積を行う。

協定締結事業者・民間事業者からの調達物資等の受領は、物資ニーズを各災対地域本部が取りまとめ、そのニーズに添う調達を行うことから、各区民会館又は民間の物資集積協力施設（協定締結大学）で受領する。

災対物資管理部は、協定締結事業者等と契約を行う事業者と適時に情報共有を図るとともに、受領に当たっては、調達した物資を最も効率的に使用者に届けることができる受領先（宛先）を指定する。

集積に当たっては、時間の経過とともに物資品目数が増加し、品目はさらに多岐になることを踏まえ、仕分け・積込みの利便性を考慮して、適切な物資の管理に便利のような細部の集積場所の選定を行う。

イ 協定締結事業者との情報連絡

第2章第4項（1）の協定締結自治体、他自治体等からの救援物資の配送における情報連絡に準じる。

ウ 配送ルート

災対物資管理部は、調達時に協定締結事業者等に対して、適切な配送先を示すことにより、配送の効率性及び確実性の向上に努める。

配送ルートの決定に当たっては、第2章第3項（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送ルートに準じる。

エ 配送のための積込み

第2章第4項（1）の協定締結自治体、他自治体等からの救援物資の配送における積込みに準じる。

災対地域本部は、調達物資を区民会館や民間の物資集積協力施設で受領・集積した場合、災対物資管理部との連携を密にし、指定避難所等毎のニーズに基づく仕分けを確実に行う。

災対地域本部は、各拠点における物資の滞留を防止するため、各拠点における物資を品目ごとに適切に管理するとともに、必要に応じて協定締結事業者、ボランティア等と協力して仕分けを行い、箱単位で積込みを行う。

※ 各指定避難所等には、余震等の更なる災害や避難所避難者以外の区民へのニーズにも柔軟に対応できるように、相応の予備の物資が集積されるように適切な配送量に注意する。

オ 配送結果報告

第2章第3項「（3）羽田クロノゲートが使用できない場合の配送」に準じて、配送結果を報告する。

5 上用賀公園体育館竣工後（令和13年度以降完成予定）の物資配送

（1）方針

上用賀公園拡張事業に伴い、整備を予定する上用賀公園体育館地下大規模備蓄倉庫及び1階アリーナの竣工後は、同施設がほぼ区の中央に位置し指定避難所等への利便性も良いことから、地下大規模備蓄倉庫には発災後3日以内に必要な都からの寄託物資（食料）の備蓄を予定するとともに、地域内輸送拠点第2順位として位置付け、協定締結自治体、他自治体からの支援物資を受領・集積・仕分け・積込みを行う場とするなど、国・都等からの支援物資を受領・仕分け・積込み・配送を行う羽田クロノゲートを補完し、複線型の物資配送体制として運用する。

また、災害時は協定締結事業者による拠点運営や、竣工前における上用賀公園拡張用地の有効活用を行う。

※ 羽田クロノゲートが使用できない場合は、国・都からの支援物資の受領・集積・仕分け・積込みの場とし、災対物資管理部が協定締結事業者、防災関係機関等と連携して運用する。

（2）体育館地下大規模備蓄倉庫

地下大規模備蓄倉庫には、都の寄託物資（食料）、間仕切り型避難所用テント・ベッド等を保管する。また、備蓄物資搬出後の地下大規模備蓄倉庫は、支援物資の一時保管場所として活用する。

※ 地下大規模備蓄倉庫には、トラックバースを設置し、迅速な物資の搬入・搬出が可能となる機能を備える。

（3）体育館1階アリーナ

体育館1階アリーナは、災対物資管理部が、羽田クロノゲートが使用できる場合は補完し複線型の物資配送を行う地域内輸送拠点として運用するとともに、羽田クロノゲートが使用できない場合は、国・都からの支援物資等の受領・集積・仕分け・積込みを行う場として運用する。

6 医療物資の配送等

(1) 医療救護活動におけるフェーズ等

① 医療救護活動におけるフェーズ区分

医療救護活動におけるフェーズ区分は、以下のとおりである。

【出典】東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

※ 基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行うことが極めて重要である。

区は、災害時に開設する医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄しているが、医療救護所等の備蓄医薬品等は一般病院と比較して限られたものとなるため、医薬品等の枯渇に備えた供給体制の強化が必要となる。

※ 区における医薬品等の備蓄の目安

区内医師会、薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄を行っており、その備蓄量は発災後3日間で必要な量を目安としている。

② 災害時の医療物資配送に関する役割

災害時には、都、区市町村、医療関係団体が連携して医療物資の確保及び配送を実施する。

詳細は下表のとおり。

【出典】災害時医療救護活動ガイドライン(第3版)(令和6年3月、東京都保健医療局)

[表27：医薬品・医療資器材等の供給]

機関名	活動内容
東京都保健医療局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
区市町村	○ 発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置 ○ 災害時には区市町村が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
都薬剤師会 地区薬剤師会	○ 区市町村災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実

*【資料6】都の医療救護対策の現状（都地域防災計画 震災編（令和5年修正）より一部抜粋）

③ 医薬品等の支援物資の受入れ

ア 個人からの医薬品等の支援物資は、基本的に受け入れない。

イ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の受入れ及び利用はその補完的な位置付けとする。

(2) 医療物資の配送

① 方針

災対医療衛生部は、発災後、速やかに区の災害薬事センター（世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ））を設置し、国・都、医薬品卸売販売業者等からの医薬品等の医療物資の受領、仕分けを行う。

医療物資等の配送に当たっては、災対物資管理部に対して配送ニーズの細部を連絡して車両等の手配を依頼し、必要とする病院等に配送する。

② 災害時の災対各部等の役割

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

機関名		対策内容
区	◎ 災 対 医 療衛生部	○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には区が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、医薬品卸売販売業者等に協力を要請。調達が困難な場合には都に要請
	災 対 物 資 管理部	○ 災害薬事センターから避難所への医薬品の搬送を手配
薬剤師会		○ 区災害医療コーディネーターの業務に協力 ○ 区の要請を受け、災害薬事コーディネーターを担い、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
医薬品等の卸売 販売業者、災害 時協力協定締結 団体		○ 区の要請に基づき、医薬品等を供給する。 ○ 情報収集に協力する。
災害拠点連携病院、災 害医療支援病院、診療 所、歯科診療所、薬局		○ 医薬品等は、原則、平時同様に医薬品等の卸売販売業者から購入
都保健医療局		○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
東京都立病院機構		○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。

③ 配送手順

ア 災対医療衛生部は、災害発生時には都及び区の地域防災計画に基づき、区が備蓄する医薬品等を優先的に使用するとともに、医薬品卸売販売業者等に協力を要請する。災対医療衛生部は、医薬品の不足が予想される場合には、都に対して備蓄医薬品等を供給するよう協力を要請する。

イ 都の備蓄医薬品等の配送は、都が区の災害薬事センターに配送するとともに、都が調達する医薬品等は、原則として、区の災害薬事センターへ納品される。

※ 医薬品卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所及び医療救護所で使用する医薬品は直接、各緊急医療救護所及び各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。

ウ 災対医療衛生部は、薬剤師会や災害薬事コーディネーターと連携して、区の災害薬事センターにおいて、医薬品の仕分け・管理等を行う。

※ 災対医療衛生部は、発災後、保健医療福祉総合プラザに速やかに区としての災害薬事センターを設置、運営する。区の災害薬事センターは、区薬剤師会が区の要請に基づき派遣する災害薬事コーディネーターの下、医薬品の仕分け・管理等を行う。

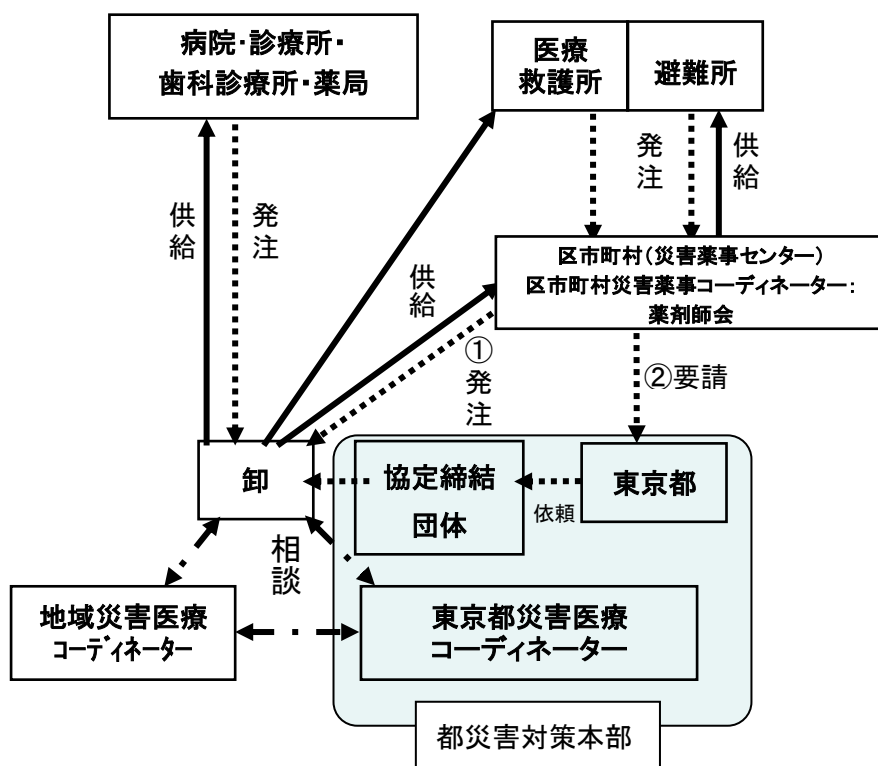
エ 災対医療衛生部は、区の災害薬事センターから医療救護所や避難所等への医薬品等の配送を災対物資管理部に依頼する。

災対物資管理部は、依頼された医薬品等を、4（2）項に準じて、公用車又は協定締結事業者の車両により、指定された医療救護所や避難所等へ配送する。

オ 災対地域本部は、避難所に配送された医薬品等を管理する。

【参考】卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ

【出典】東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体（※）へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区市町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

7 在宅避難者等への食料等の配布

(1) 基本的な考え方

- ① 指定避難所等は、災害対策基本法（第49条の7）の規定に基づき、「避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設」として区長が指定した施設であることから、発災直後の緊急の避難者の受入れや、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる役割を担うものである。

しかしながら、都の新しい被害想定において示された避難者数の予測や、これまでの各地での発災時の状況を踏まえると、収容可能人数を大幅に超える数の避難者が指定避難所等に来るものと想定され、指定避難所は過密な状況となることから、適切な避難所運営が困難となることが懸念されている。

よって、区では、倒壊等の危険がなく安全が確保されている住居等がある者は、緊急的な避難を除き、指定避難所等へ避難する必要はなく、その住居にとどまること（在宅避難）を推奨している。また、避難者多数による指定避難所等の密集を回避し、適切な指定避難所等運営を図るためにも、できるだけ早い段階で在宅避難への切り替えを促す必要がある。

- ② 一方、災害発生時に在宅避難者等が避難生活を送ることができるよう、区は、在宅避難者等に向けて、原則、指定避難所等において、食料、飲料水や生活必需品等の物資の配布や情報発信等の幅広い支援を行う。

指定避難所等での物資の受け取りが困難な要配慮者等に対しては、災対地域本部及び拠点隊が主体となり、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「世田谷ボランティア協会」という。）、世田谷区社会福祉協議会、せたがや防災NPOアクションをはじめとする区内NPO団体等と連携して、食料、飲料水や生活必需品等の配布を行う。

必要に応じ、災対物資管理部は、発災後の被害状況や時期、また復旧状況等を踏まえ、都と連携しつつ、臨時給水拠点、支援物資拠点等を設けて、在宅避難者等に対する食料、飲料水や生活必需品等の支援を行う。

【再掲】関係団体の役割（第1章 4（4）より）

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

団体名	所掌・活動内容	連絡先
社会福祉法人世田谷ボランティア協会	○ 一般ボランティアの受入れに関する事。 ○ せたがや災害ボランティアセンターの専門ボランティア登録者の活動に関する事。 ○ 一般ボランティアの活動の実施に関する事。	電話：03-5712-5101 FAX：03-3410-3811
世田谷区社会福祉協議会	○ 要配慮者等の安否確認や避難支援に関する事。 ○ 避難所及び自宅で避難している区民への福祉サポートに関する事。	電話：03-5429-2200 FAX：03-5429-2204
せたがや防災NPOアクション	○ 避難生活への支援に向けた区内外NPO等のネットワークの構築に関する事。 ○ 災害時の活動の具体化に向けた事前検討に関する事。 ○ 平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートに関する事。	電話：03-5426-3737 FAX：03-5426-3738

（2）在宅避難者等への情報提供

区は、在宅避難者等に対して、防災ポータル、区HP、災害・防犯情報メール、X、LINE、エフエム世田谷、広報板等を通じて、食料等の配布が可能な指定避難所等の配布場所、配布時間等の情報を随時提供し、在宅避難者が最も適切に食料、飲料水や生活必需品等が受領できる指定避難所等を判断できるようにする。

（3）在宅避難者等への食料等の配布

在宅避難者等に対しては、指定避難所等において、食料、飲料水や生活必需品等の配布を行う。

① 配布の対象者

在宅避難者等となっている区民を対象とする。また、自宅に被害を受けて炊事のできない者及び帰宅困難者等についても配布するよう努める。

※ 帰宅困難者等については、一時滞在施設の開設情報も提供する。

② 配布する物資

国・都、また、他自治体や協定締結事業者等からの支援物資等のうち、災対物資管理部長が判断した物資を配布する。

③ 配布方法

指定避難所等において、災対地域本部及び拠点隊が主体となり、避難所運営組織及びボランティア窓口（サテライト）に派遣されるボランティア、せたがや防災NPOアクション等の協力を得て、在宅避難者等の求めに応じて物資を配布する。

特に要配慮者等から優先して配布できるように配分方法を適時に決定する。
マンション居住者には、マンション管理組合・マンションに係る自治会等を
活用した支援物資の配布の周知を行う。

【参考】避難所におけるボランティアとの連携

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

- 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）に「ボランティアコーディネーター」を配置する。
- 世田谷ボランティア協会は、ボランティアマッチングセンターにおいて一般ボランティアの受付（登録、保険加入、オリエンテーション等）を行い、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）においてニーズを調整し、ボランティアを派遣する。
- 各指定避難所等では、サテライトから派遣されてきた一般ボランティアが避難所運営組織と連携し、避難所運営を支援する。

【参考】ボランティア活動の体制 ※区地域防災計画（災対保健福祉部）

【出典】世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編①

- 災害時には多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、区は関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、せたがや防災NPOアクションをはじめとする区内NPO団体、大学等）と連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを平時から推進している。
- 区の一般ボランティアの受付・避難所や在宅避難者宅等への派遣調整等を行う「ボランティアマッチングセンター」（運営主体：世田谷ボランティア協会）の設置場所については、区内の5地域で大学と区が協定を締結している。

総合支所	設置場所（協定締結先）	住所
世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂1-7-57
北沢	国士舘大学	世田谷区世田谷4-28-1
玉川	日本体育大学	世田谷区深沢7-1-1
砧	日本大学商学部	世田谷区砧5-2-1
烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山8-19-1

④ 配布期間

原則として発災からおおむね4日目以降に、指定避難所において実施する。
配布期間は、災害発生から7日間を原則とするが、被害の状況等に応じて配布を必要とする期間対応する。

(4) 指定避難所等での受け取りが困難な要配慮者等への食料等の配布

指定避難所等での受け取りが困難な要配慮者等に対しては、災対保健福祉部、災対地域本部及び拠点隊が世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、NPO団体、日赤奉仕団等と連携して、食料、飲料水や生活必需品等の配布を行う。

① 配布の対象者

指定避難所等での受け取りが困難な要配慮者等

② 配布する物資

国・都、また、他自治体や協定締結事業者等からの支援物資等のうち、災対物資管理部長が判断した物資を配布する。

③ 配布方法

災対地域本部及び拠点隊が主体となり、指定避難所等まで物資を受け取りに行くことが困難な要配慮者等に対しては、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、NPO団体、また、日赤奉仕団、一般ボランティア、民間団体等と連携して、食料、飲料水や生活必需品等の配布を行う。

※ 災対保健福祉部は、避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ円滑に行うため、平時から、他分野にわたる対策において関係機関、関係各部とさらに検討を進め、支援体制の強化を図っている。重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との取組みに加えて、障害者関連の事業者とも連携を図っている。

④ 配布期間

原則として発災からおおむね4日目以降に実施する。配布期間は、災害発生から7日間を原則とするが、被害の状況等に応じて配布を必要とする期間対応する。

8 義援物資への対応

(1) 個人からの義援物資への対応

① 方針

区は、平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告で「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」と示されていることを踏まえ、物資配送の実効性を確保するため、個人からは救援物資ではなく義援金による支援を受けることを基本とする。

さらに、災対財政・広報部は、配送拠点等の混乱の防止等のため、地域内輸送拠点等の住所等を開示しないように留意しつつ、防災ポータルや区HP、SNS等により積極的に義援金による支援を呼びかける。

② 義援物資を受領する場合（本庁舎、地域内輸送拠点、区民会館等）

義援金による支援を呼びかけてもなお、義援物資が届いた場合には、下記のとおり対応する。

ア 個人からの義援物資が地域内輸送拠点や区民会館等に届いた場合は、箱の中身を確認することなく、国・都からの支援物資（食料・生活必需品等）の仕分け・配送の邪魔にならない場所にいったん集積し、可能な限り活用する。

※例えば、500mlペットボトル飲料水の箱1ケースの場合は、そのまま指定避難所等へ配送する物資に加える。

イ 集積場所の選定に当たっては、送付されてきたボックスの大きさが一般的には異なること、また、形状も異なることを踏まえ、コンパクトな集積が難しく、さらに再集積等を避けることを考慮して適切な場所を選定する。

ウ 災対物資管理部は、特定の義援物資が必要な状況において、指定避難所等以外の集積場所（地域防災計画に定める民間の物資集積協力施設等）の住所等を開示する。

また、災対地域本部や災対保健福祉部は、区ボランティアマッチングセンターと連携して、各指定避難所等のニーズに合わせた仕分けを行い、4

(2) 項に準じて協定締結事業者等により配送する。

【参考：個人からの義援物資に係る過去の教訓】

- 個人からの義援物資は、一つの梱包に複数品目が混載されていること、また、梱包の形状やサイズが不均一であることなどから仕分けに要する施設面積が必要になる、仕分けに多くの手間がかかるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費させる。そのため、個人からの混載物の義援物資については、物流事業者が運営する物資拠点施設には、入り込まないようにすることが重要であり、開設した地域内輸送拠点や物資集積拠点の名称や住所等は公開しないように留意することが必要である。
- 特定の義援物資が必要な状況においては、国・都、協定締結自治体、他自治体等からの支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないように、別ルートに切り分けることが重要である。

(2) 民間事業者等からの義援物資への対応

① 方針

災対物資管理部は、民間事業者等からの義援物資の申し入れについて、区内の被害状況や食料、飲料水や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、その受領の適否を検討し、総合的に判断する。

そのため、災対財政・広報部は、受付先や問合せ先等に関して、防災ポータルや区HP、SNS等で適切かつ迅速な情報発信を行うことにより、混乱の回避に努める。

② 義援物資を受領する場合

ア 災対財政・広報部は、必要な物資名・数量、受入れ先等の情報を防災ポータルや区HP、SNS等により、広報する。

イ 災対物資管理部は、可能な限り受領に先立ち、受領要領等について、義援物資の申し出を行っている民間事業者等との個別調整を行う。

第3章 物資支援要請等の連絡・情報共有

1 方針

区は、内閣府が令和2年度より運用を開始し、令和6年度に改修された「新物資システム（Ｂ－Ｐ１０）」を使用して、国・都に対する支援物資の要請や、輸送等に必要な都との連絡・情報共有を行い、また、庁内については総合防災情報システムにより連絡・情報共有を行い、迅速かつ円滑な指定避難所等への物資配送を行う。

協定締結事業者等との連絡・情報共有については、電話（防災行政無線含む）、メール、ＳＮＳ等の使用可能な手段を適時適切に使用して連絡・情報共有を行う。

※ 都は「東京都災害情報システム」（ＤＩＳ）による被害情報等の集約や可視化を図っているが、支援物資のニーズの把握や物資輸送に関する情報は、内閣府の「新物資システム（Ｂ－Ｐ１０）」を使用して行うこととしている。

※ 区は、区の「総合防災情報システム」を通じて、地域内輸送拠点や指定避難所等の状況、また、物資のニーズ等の情報の集約を図るため、区の関係者が併せて内閣府の「新物資システム（Ｂ－Ｐ１０）」を効果的に使用することにより、都との効率化・省力化した調整が可能である。

2 物資配送に係る連絡・情報共有の総括責任者等

（１）災対物資管理部

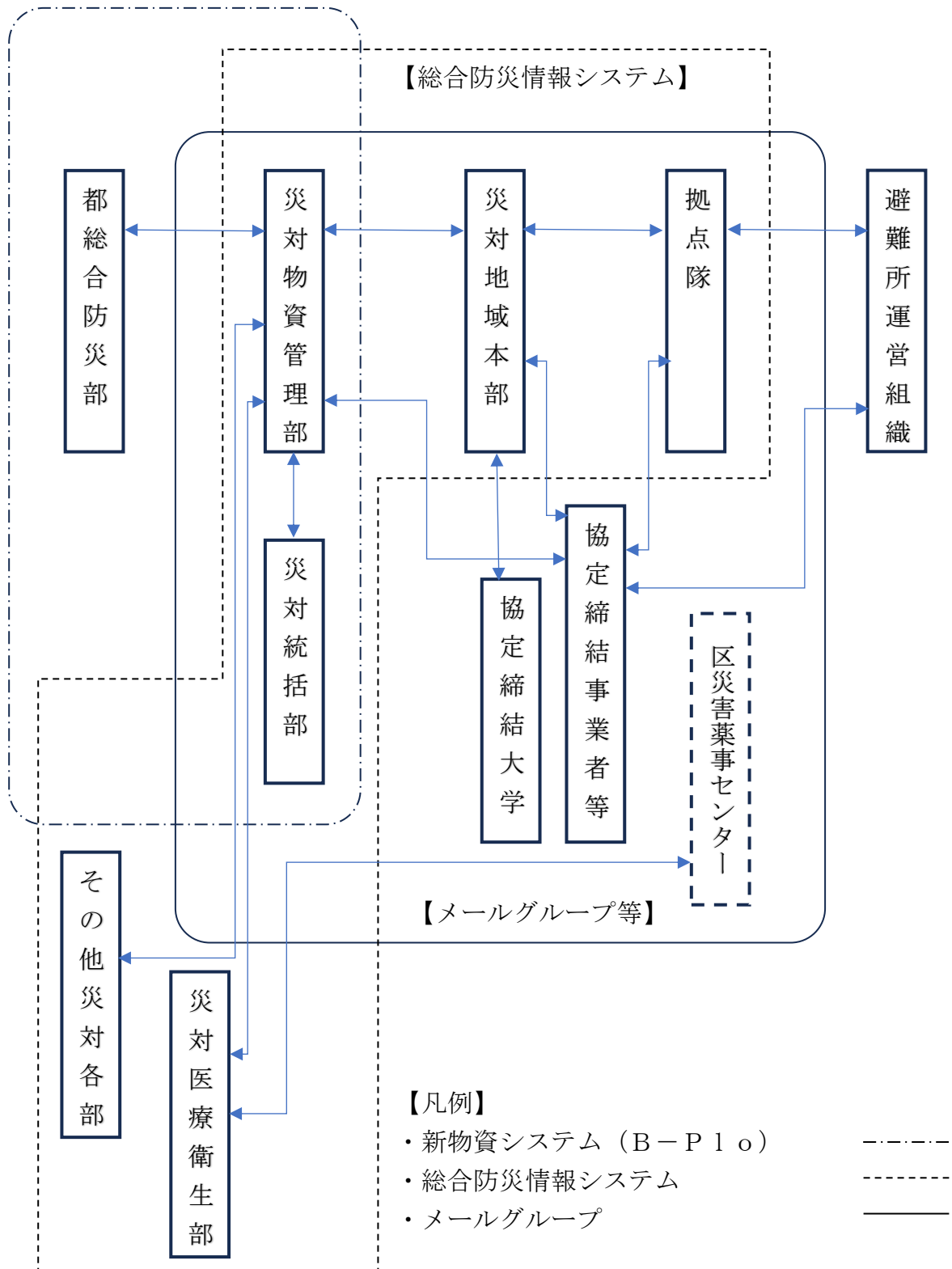
災対物資管理部長（不在の場合は、副部長）

（２）災対地域本部

災対地域本部長（不在の場合は、災対地域本部副本部長）

(3) 物資配送に係る連絡系統図

【新物資システム（B-P10）】



3 連絡・情報共有の手段及び内容

各連絡・情報共有の手段による共有する内容及び入力者等は以下のとおりである。

(1) 新物資システム（Ｂ－ＰＩｏ）（国・都との情報共有等）

区分	連絡・情報共有する内容	入力者等	備考
1	国・都に対する支援物資の要請	災対物資管理部	※平時は災対統括部が管理
2	各指定避難所等の状況 (避難者数、物資在庫状況、物資のニーズの情報等)	災対物資管理部	
3	地域内輸送拠点の状況	災対物資管理部	※メールも適時に併用
4	支援物資の受領状況	災対物資管理部	
5	その他、必要な事項	災対物資管理部	

(2) 総合防災情報システム

区分	連絡・情報共有する内容	入力者等	備考
1	各指定避難所等の状況 (避難者数、物資在庫の状況、物資のニーズの情報等)	災対地域本部 (拠点隊等)	※拠点隊が確認できた情報等も入力
2	広域用防災倉庫の状況 (備蓄品の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部	※広域用防災倉庫は災対地域本部が確認できた情報等も入力
3	協定締結事業者等の状況 (使用可能なトラックの情報等)	災対物資管理部 災対地域本部	※有事における協定締結事業者等に対するアクセス権限付与の検討が必要
4	物資配送に係る道路の状況 (通行できない場所又は道路の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部 (拠点隊等)	※協定締結事業者等が確認できた情報等も入力
5	支援物資等の配送状況	災対物資管理部 災対地域本部 (拠点地等)	※協定締結事業者等が確認できた情報等も入力
6	医療物資の配送状況	災対物資管理部 災対医療衛生部	※区の災害薬事センターが確認できた情報等も入力
7	その他、必要な事項	災対物資管理部 災対統括部	

(3) メールグループ等（電話（防災行政無線含む）、SNS等含む）

区職員（災対物資管理部、災対地域本部）と協定締結事業者等の間の連絡・情報共有の手段は、メールグループ等（電話（防災行政無線含む）、SNS等含む）とする。

※ 協定締結事業者及び協定締結大学等の理解の下、平時からメールアドレス等を共有し、メールグループを構成する。また、災害時には、必要に応じてLINE等のSNSも活用する。

区分	連絡・情報共有する内容	発信者等	備考
1	都の状況や区の地域内輸送拠点等の状況	災対物資管理部	※協定締結事業者、協定締結大学等と適切に共有
2	各指定避難所等の状況 (避難者数、物資在庫状況、物資のニーズの情報等)	災対物資管理部 災対地域本部 (拠点隊等) 協定締結事業者等	※拠点隊が確認できた情報等も共有
3	各防災倉庫の状況 (備蓄品の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部	※広域用防災倉庫は災対地域本部が確認できた情報等も共有
4	物資配送に係る道路の状況 (通行できない場所又は道路の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部 (拠点隊等) 協定締結事業者等	※その他災対各部等が確認できた情報等も共有
5	地域内輸送拠点の状況及び各物資の配送状況 (配送開始や配送終了の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部 協定締結事業者等	※協定締結大学等が確認できた情報等も共有
6	協定締結事業者等の状況 (協定締結事業者等の被害状況、使用可能な車両の情報等)	災対物資管理部 災対地域本部 協定締結事業者等	
7	その他、必要な事項	災対物資管理部 災対統括部	

【参考】道路関連情報の収集と周知

過去の災害では、渋滞・道路の寸断・橋梁の落下等により車両の走行が阻害されたために、物資の円滑な供給が困難になることが深刻な問題となったことから、対策として、迅速な道路啓開、渋滞状況、通行可能ルート等の情報が関係者全般で共有されることが必要である。このため、緊急道路障害物除去路線の指定に係る業務を行う災対土木部との情報共有や調整が重要である。

物資配送計画 資料

(1) 国・都の関連計画等

- 【資料 1】改正災対法施行令等施行後の運用（警察庁）
- 【資料 2】緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）
- 【資料 3】都の広域輸送基地（25 箇所）、備蓄倉庫（20 箇所）等
- 【資料 4】都の備蓄物資
- 【資料 5】大震災（震度 6 弱以上）発生時における交通統制
- 【資料 6】都の医療救護対策の現状（都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）より一部抜粋）

(2) 区の関連計画等

- 【資料 7】世田谷区地域防災計画 第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第 3 節 具体的な取組み／第 2 応急対策
- 【資料 8】区の広域用備蓄倉庫一覧表（16 箇所）
- 【資料 9】区の指定避難所一覧表（96 箇所）
- 【資料 10】区の基本備蓄物資
- 【資料 11】避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）
- 【資料 12】車両の調達及び配車要領
- 【資料 13】応急物資の優先供給に関するマニュアル（世田谷区商店街連合会）

(3) 協定

- 【資料 14】ヤマト運輸との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- 【資料 15】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- 【資料 16】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時協力協定に基づく運用マニュアル
- 【資料 17】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定
- 【資料 18】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定に基づく運用マニュアル
- 【資料 19】世田谷リサイクル協同組合との災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定
- 【資料 20】学校法人国士舘との災害時における協力等に関する協定
- 【資料 21】学校法人昭和女子大学等との災害時における協力体制に関する協定

（1）国・都の関連計画等

【資料1】改正災対法施行令等施行後の運用（警察庁）

【出典】警察庁．“緊急通行車両の確認に係る申出方法等について”．災害時の交通安全，<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/saigaiji/saigaiji.html>，（参照：2025-02-12）．

令和5年8月

改正災対法施行令等施行後の運用



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができます。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができるようになります。**

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※**指定行政機関等とは、災対法第40条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。**

※**公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。**

緊急通行車両確認証明書

申請者	
申請日	
申請場所	
申請内容	
申請結果	
申請者印	

災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署）**や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。

- ※ 警察本部や知事部局では直接受付を行っていない地域がありますので、事前にご確認ください。
- ※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① **自動車検査証**又は軽自動車届出済証の写し
 - ② **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類**（例 防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書等）
 - ③ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類**（例 車両リスト、証明書等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

別記様式第3（第4条関係）

緊急通行車両確認申出書	
申請者 氏名	
申請日	
申請場所	
申請内容	
申請結果	
申請者印	

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者**となります。

備考 別紙は、おもに関係機関からとります。

添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても**公安委員会等による個別の判断が必要**となりますので、申出の際、公安委員会等（警察署交通課等）にご相談ください。

【②と③を兼ねた証明書類の例】

〇〇県公安委員会 様 令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号
株式会社△△△△
代表取締役 ●●●

記

NO	番号欄に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期限
1	品目800A1234	東京都●●区△△●●-●●-●●	XXX有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証**は**2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付書類を**緊急通行車両等事前届出済証の提示で足り**とする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

災害発生前の確認申出はオンラインできるの？

当面は窓口のみの取扱いとなります。

現在、警察庁ホームページに設置されている警察行政手続サイトを通じてオンライン申請が行えるよう準備を進めています。

他の法律に基づく緊急通行（輸送）車両も同じ？

大震法、原災法、国民保護法に基づく**緊急通行(輸送)車両**も、災対法に基づくものと同様に、緊急交通路を指定する原因となる**事象の発生前に、確認の申出を行い、標章等の交付を受けることができる**ようになります。

標章等の有効期限は？

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から**5年後の日**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

規制除外車両はどうなるの？

緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている「**規制除外車両**」については、その**運用に変更はありません**。ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。

具体的な手続のご相談等は、各都道府県警察又は警察署までお問い合わせください。



【資料２】緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

第１ 目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

１ 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第 2 項において、災対法第 50 条第 2 項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

２ 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ア)～(ケ)に掲げる事項について行うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関

・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

３ 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災

害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(7) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

(4) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所においては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(9) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

1 災対法に基づく緊急通行車両

2 災対法に基づく規制除外車両

3 大震法に基づく緊急輸送車両

4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両

5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目 5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(7) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(4) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(9) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項

の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）

のいずれかを添付させるものとする。

(ロ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(エ) 留意事項

(ア)～(ロ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定される

ことから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ロ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている

内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 (2) イ(ア)と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

4 (2) イ(イ)と同様とする。

ウ事務の合理化

4 (2) ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急ぎの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急ぎに使用せざるを得ない場合等が考えられる。なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4 (3)と同様

とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

4 (4)と同様とする。

6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8 指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

３ 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

４ 規制除外車両の事前届出に関する手続

（１）事前届出の概要

ア事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ事前届出先

第２の４（１）（５ページ）と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ事前届出の際に必要な書類

別記様式第３の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるとする。なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

（ア）医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であること

を確認できる書類の写し

（イ）医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

（ロ）患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

（ハ）建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

（２）除外届出済証の交付等

ア除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第３の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ除外届出済証の再交付等

（ア）公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

（イ）除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第４の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

５ 災害発生時等における事前届出車両の確認

（１）申出先については、第２の５（１）（７ページ）と同様とする。

（２）公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第５の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第６の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

（３）公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付す

るものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3(3)（3ページ～4ページ）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。

(4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2の5(1)（7ページ）と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2(1)～(4)に応じた4(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2（1ページ～10ページ参照）及び第3（10ページ～13ページ参照）の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものを使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の

【資料 2】緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

別記様式第5

公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番号欄に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 送 給 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
活動地域			
車両の 使用者	住所		
	氏名又は名称		
有効期限			
備	考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7

規制除外車両確認証明書交付簿

[illegible]

別記様式第8

緊急輸送車両確認証明書交付簿

[illegible]

【資料3】都の広域輸送基地（25 箇所）、備蓄倉庫（20 箇所）等

- 1 都は、都の備蓄物資を、都の備蓄倉庫（20 箇所）に保管しており、被災状況に応じて必要な区に適切に配分できるよう計画している。

都から国への支援物資は、都が指定する京浜トラックターミナルに対して、5 区 1 市（渋谷区、大田区、目黒区、品川区、世田谷区、狛江市）向けの物資が輸送され、区への支援物資は羽田クロノゲート（地域内輸送拠点第 1 順位）に輸送される。羽田クロノゲートが使用できない場合は、地域内輸送拠点第 2 順位に輸送される。

※都の京浜トラックターミナルが使用できない場合は、状況に応じて、使用する広域輸送基地が決定される。

2 都の広域輸送基地（トラックターミナル等）一覧表

区分	番号	広域輸送基地名	所在地	管理
陸上輸送基地	1	立川地域防災センター	立川市緑町 3233	都総務局
	2	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	
	3	京浜トラックターミナル	大田区平和島 2-1-1	日本自動車ターミナル 株式会社
	4	板橋トラックターミナル	板橋区高島平 6-1-1	
	5	足立トラックターミナル	足立区入谷 6-1-1	
	6	葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町 4-3-1	
海上輸送基地	1	大井食品ふ頭	大田区東海 5・6 丁目	都港湾局
	2	芝浦ふ頭	港区海岸 3 丁目	
	3	辰巳ふ頭	江東区辰巳 3 丁目	
	4	10 号地その 1 多目的ふ頭	江東区有明 3 丁目	
	5	品川ふ頭（内貿）	港区港南 5 丁目 品川区東品川 5 丁目	
	6	中央防波堤内側内貿ふ頭	江東区海の森 2 丁目	
	7	晴海ふ頭	中央区晴海 2・4・5 丁目	
	8	竹芝ふ頭	港区海岸 1 丁目	
	9	10 号地ふ頭	江東区有明 4 丁目	
	10	日の出ふ頭	港区海岸 2 丁目	
	11	フェリーふ頭	江東区有明 4 丁目	
	12	東京国際クルーズふ頭	江東区青海 2 丁目地先	
	13	大井コンテナふ頭	品川区八潮 2 丁目	東京港埠頭株式会社
	14	中央防波堤外側コンテナふ頭	大田区令和島 1 丁目	
	15	青海コンテナふ頭	江東区青海 2 丁目	
	16	品川ふ頭（コンテナ）	港区港南 5 丁目 品川区東品川 5 丁目	
航空輸送基地	1	東京国際空港（東京空港事務所）	大田区羽田空港 3-3-1	東京航空局
	2	東京都調布飛行場	調布市西町 290-3	都港湾局
	3	東京ヘリポート	江東区新木場 4-7-28	

3 都備蓄倉庫一覧表

区分	倉庫名	所在地	規模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 m ²
	北烏山	世田谷区北烏山 7-2-9 先、8-1-2 先	540 m ²
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 m ²
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 m ²
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1-10	1,096 m ²
	白鬚東	墨田区堤通 2-7-13、2-8-14	9,724 m ²
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-1	3,497 m ²
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 m ²
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 m ²
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 m ²
	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	3,741 m ²
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2	1,686 m ²
兼用倉庫	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 m ²
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 m ²
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 m ²
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 m ²
	三宅支庁	三宅村伊豆 642	150 m ²
	八丈支庁	八丈町大賀郷	40 m ²
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 m ²
契約倉庫	テレコムセンター備蓄倉庫	江東区青海 2-5-10	2,907 m ²
	計	20 箇所	32,955 m ²

【資料４】都の備蓄物資

資料第2-11-1 食料等の備蓄状況（都福祉保健局）

（本文566,575頁）

①食の備蓄状況

（令和5年4月1日現在）

品目	都	区	市町村	合計
アルファ化米	388万食	433万食	373万食	1,194万食
クラッカー等	343万食	485万食	128万食	956万食
即席めん	220万食			220万食
その他		271万食	77万食	348万食
計	951万食	1,189万食	578万食	2,718万食

②調製粉乳の備蓄状況（令和5年4月1日現在）

品目	都
調製粉乳・乳児用液体ミルク	82,6978分
ほ乳びん	10,000本

③生活必需品等の備蓄状況

（令和5年4月1日現在）

品目	都	区	市町村	合計
毛布	622千枚	1,795千枚	522千枚	2,939千枚
敷物	1,006千枚	993千枚	312千枚	2,311千枚
紙おむつ	370千枚	1,736千枚	867千枚	2,973千枚
生理用品	720千枚	3,298千枚	1,624千枚	5,642千枚
ストーマ器具	14千枚			14千枚
簡易トイレ	8千基			8千基

資料第2-11-4 調製粉乳等備蓄等一覧（都福祉保健局）

（本文566,575頁）

（令和5年4月1日現在）

品名	数量	製品名（内訳）	備蓄所在地	調達連絡先
調製粉乳	8,436缶	・森永はぐくみ（1缶800g 7,448缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 ニューMA-1（1缶800g 424缶） ・無乳糖調製粉末ノンラクト（1缶300g 564缶）	鴻池運輸㈱ 東日本支店 青梅流通センター営業所 東京都青梅市末広町2-9-13(Landport 青梅II) 0428(78)2910	森永乳業㈱ 港区港南3-8-1(森永乳業港南ビル) 03(5479)4641
	15,036缶	・ビーンスタークすこやか組（1缶300g缶 15,036缶）	雪印ビーンスターク㈱ 群馬馬工場 群馬県邑楽郡大泉町吉田1201 0276(63)1211	雪印ビーンスターク㈱ 八王子市明神町4-9-8(京王八王子明神町ビル4階) 042(698)0121
（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課				
ほ乳びん	10,000本	・プラスチック製ほ乳びん（環境ホルモン対応）乳首付（240ml 5,000本）（200ml 5,000本）	鈴与㈱ 東日本物流センター 埼玉県比企郡川島町かわじま2-3 プロロジスパーク川島2 049(299)2101	ビジョン㈱ 中央区日本橋久松町4-4 03(3661)4271
（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課				
乳児用液体ミルク	5,760缶	・明治ほえみらくらくミルク	三菱倉庫㈱ 東京支店青海営業所 東京都江東区青海4-5-1 03(3528)0760	
（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課				

資料第2-13-1 災害用トイレの分類と備蓄等状況（都総務局）

（本文618,627頁）

（都：令和4年12月1日現在）

（区市町村：令和3年4月1日現在）

名称	特徴	備蓄量等	
		区市町村	都
マンホール設置型トイレ	公園等の一部施設においてマンホール上に設置し、直接汚水を流せるようにしたもの	10,914基	1,928基
便槽付トイレ	主に工事現場やイベント等で利用されているトイレで、便槽に貯留し汲み取りするもの	16,282基	-
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿を貯留するタイプのもの	1,000,208基	7,690基
携帯トイレ	既設のトイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプのもの	6,343,673枚(個)	-
その他	上記以外のもの（自動ラップ式トイレ、マンホール・便槽併用型トイレ等）	1,624台	-
し尿処理車	-	16台	-

【資料5】大震災（震度6弱以上）発生時における交通統制

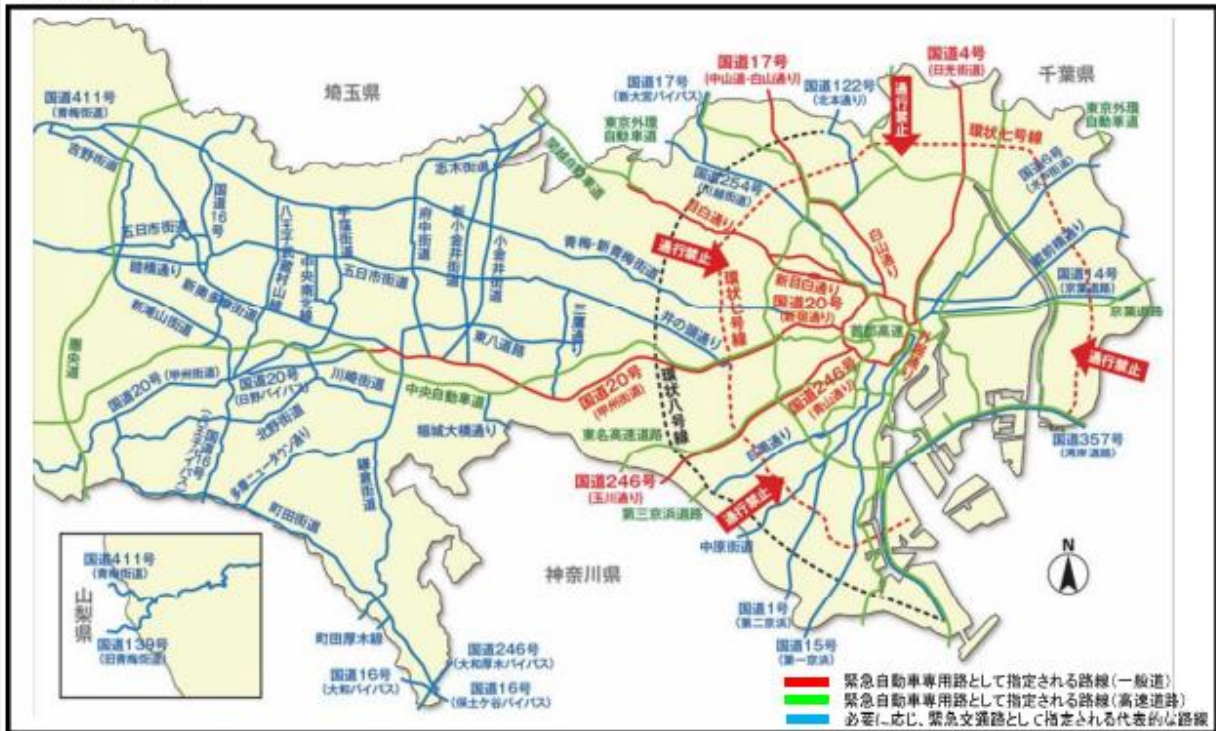
【出典】警視庁．“大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制”，https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/kisei/index.html，（参照：2025-02-12）．

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外環通り
高圧自動車国道・首都高道路等	

- 4 都内に極めて大きな被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

国道1号	国道9号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中環街道	豊後・新豊後街道	中央自動車・五日市街道・池袋街道	目黒通り
荒川街道	国道18号	国道20号	国道139号
太田厚木バイパス	環状大橋通り他	東八通り	小倉井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	江崎街道	新豊多摩街道
牛久保街道	町田街道	新田厚木橋	八王子・武蔵村山街道
三浦通り	中央所北線	多摩ニュータウン通り	新田山・池田・大宮街道
北野街道	新小倉井街道	国道200号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

【資料6】都の医療救護対策の現状（都地域防災計画 震災編（令和5年修正）より一部抜粋）

1 都の取り組み

- ① 東日本大震災では、津波の被害などにより多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。そのため、都は、一刻も早い救命措置等が行えるよう東京DMA Tの編成、医療救護班等の確保及び搬送体制を整備するとともに、多くの負傷者の医療を確保するため災害拠点病院及び災害拠点連携病院を整備してきた。
- ② 災害拠点病院に災害用救急医療資器材の配備や補充用医薬品を備蓄するなど医薬品等を確保した上、災害時の情報を共有できるよう広域災害救急医療情報システム（E M I S）を全病院（救急診療所を含む。）に整備するなど、災害時における医療機能の確保にも努めてきた。
- ③ 医療救護活動に必要な情報を集約・一元化し、迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンを配置し、医療救護活動を統括・調整する体制を確保している。
- ④ 精神保健医療ニーズに対応するため、都立病院等及び民間精神科医療機関（病院・診療所等）との協力による医療提供体制の確保に努めるとともに、東京D P A Tの整備を進めており、また、大規模災害時に保健所の指揮調整機能等を支援するための健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備も進めている。
- ⑤ 発災時における検案活動の応援等に関し、関係機関と協定を締結するとともに、火葬に関しても民間火葬場等と協定を締結している。（都内火葬場数：26 箇所）

2 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

首都直下地震等の大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、医療機関が発災直後から医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の充実が求められている。また、医薬品や医療資器材についても、備蓄等の方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる事業継続計画（BCP）の策定等を促進する必要がある。

- ・ 膨大な数の負傷者等に対応するため、限られた医療資源を活用できるよう都内の医師や応援医療チームの受入及び配置等の調整機能が必要
- ・ 発災当初の医療資器材等については、一定の備蓄があるが、一方で、医薬品等の資器材の枯渇に備えた供給体制の強化が必要
- ・ 災害拠点病院や救急医療機関の全てが耐震化されていない。また、災害時の医療機関相互の情報通信手段が十分でない。
- ・ 検案医等の不足が生じないよう体制の強化が必要。また、都内の火葬場のみで対応するには、限りがある。

3 到達目標

- ・ 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
- ・ 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化
- ・ 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化
- ・ 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化 100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

4 医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針

- ・ 個人からの支援物資は、基本的に受け入れない。
- ・ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ・ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
- ・ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、国やメーカー、製薬団体等より提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ提供する。

5 都（保健医療局）における医療情報の収集伝達体制

- ・ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会等の関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他自治体からの DMAT・DPAT・医療チームの派遣状況等の情報を一元的に収集する。
- ・ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
- ・ 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- ・ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。
- ・ 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関から情報収集を行う。

6 都（保健医療局）における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況

資料第2-8-6 都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局） （本文 442 頁）

① 備蓄倉庫一覧

（令和5年4月1日現在）

倉庫名	所在地
立川地域防災センター内集中備蓄倉庫	立川市緑町 3233-2
災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫	新宿区北新宿 4-6-1
板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木 1-24 区立若木原公園内
大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫	大田区仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター B1F
白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通 2-4-3 都営白鬚東アパート 3号棟 1階
都営大江戸線清澄白河駅内備蓄倉庫	江東区三好一丁目 8番地先から 1番地先
都営大江戸線麻布十番駅内備蓄倉庫	港区麻布十番一丁目 2番地先から 3番地先

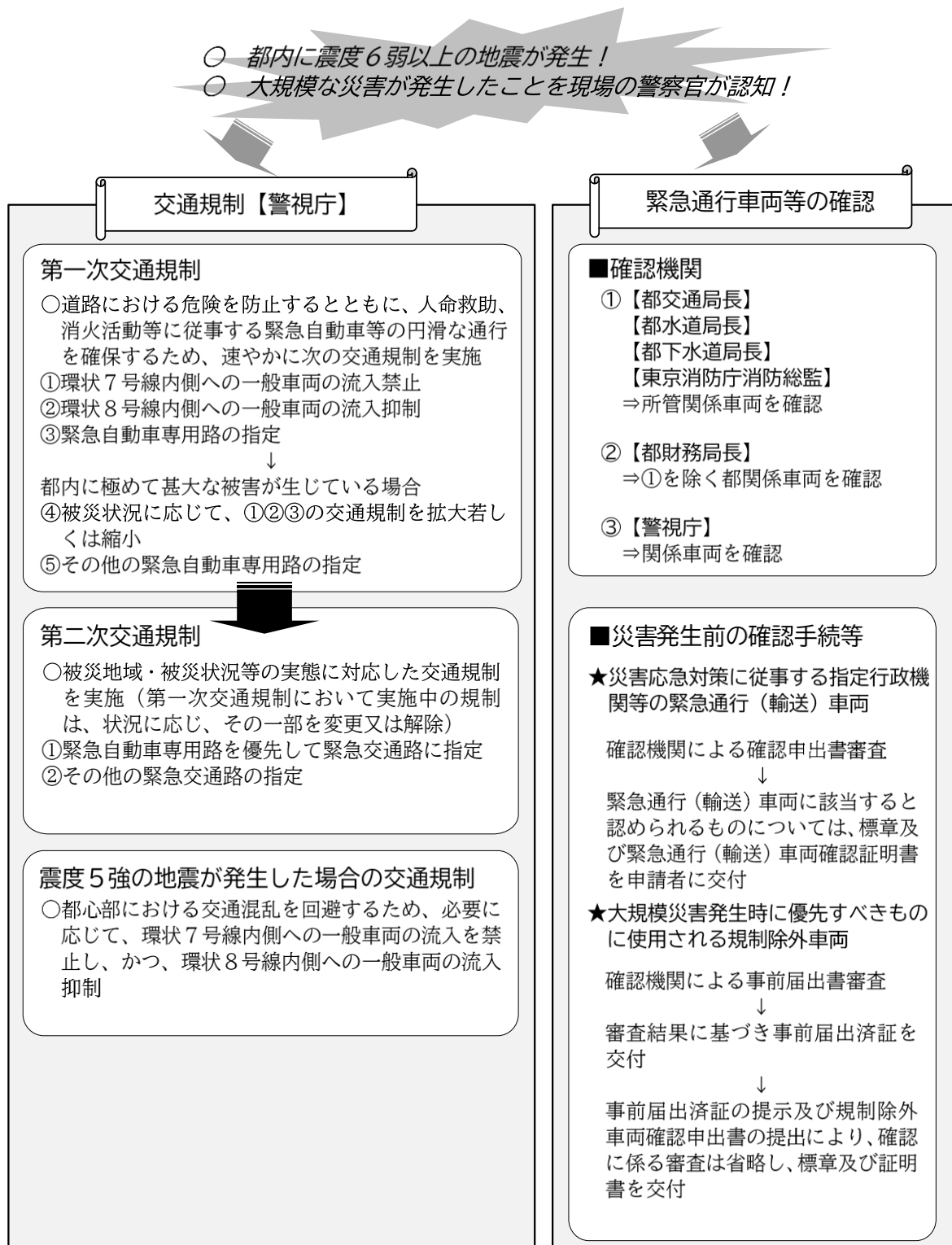
② 医療資器材

（令和5年4月1日現在）

品名	数量 (セット)	備蓄場所	対応人員 (人分)
災害用救急医療資器材 (新7点セット)	108	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 (15セット) 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 (10セット) 東京都災害拠点病院 (83セット)	50,000
現場携行用医療資器材	84	東京都災害拠点病院 (83セット) 東京都福祉保健局内 (1セット)	213
セルフケアセット (救急箱)	254	都立学校 (249セット) 都営大江戸線災害備蓄倉庫 (5セット)	128,000
単品補充用医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合 計			252,213 人分

(2) 区関連計画等

【資料 7】世田谷区地域防災計画 第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第 3 節 具体的な取組み／第 2 応急対策



【資料 8】区の広域用備蓄倉庫一覧表（16箇所）

（令和 6 年 1 月 1 日現在）

所在支所名		広域用防災倉庫名	所在地住所	規模(㎡)	主な備蓄品
世田谷	1	三軒茶屋	三軒茶屋 1-41-10	97	資器材
	2	下馬	下馬 2-26	150	食料、資機材
	3	おなが	世田谷 4-14-32	147	都寄託物資
北沢	1	桜上水	桜上水 3-17	120	食料、資機材
	2	小田急上部	代田 3-56	15	資機材
	3	羽根木	代田 4-38	150	食料、資機材
玉川	1	玉川	玉川 1-14-1	155	都寄託物資
	2	二子玉川公園	玉川 1-16-1	173	食料、資機材
	3	中町・玉川	中町 4-21	136	食料、資機材
	4	野毛	野毛 1-25	120	食料、資機材
砧	1	大蔵	大蔵 4-6	150	食料、資機材
	2	成城	成城 1-4-19	86	資器材
	3	希望丘	船橋 4-20-1	170	食料、資機材
烏山	1	粕谷	粕谷 3-1-1	70	都寄託物資
	2	烏山	北烏山 2-3	146	食料、資機材
	3	中央自動車道高架下	北烏山 4-2	120	食料、資機材

※区の広域用防災倉庫の役割等

- 区内指定避難所等にある「避難所運営用防災倉庫」に保管しきれない備蓄物資・器材及び都からの寄託物資（食料）を保管している。
よって、広域用防災倉庫の物品は、発災直後に指定避難所等にできる限り速やかに配送することが重要である。
- 広域用防災倉庫の平時の管理担当は、災対統括部（危機管理部災害対策課）が行っている。災害発生時は、所在支所が管理担当となり運用する。

〔参照〕地域防災計画 資料編 〔資料第 76〕広域用防災倉庫備蓄物品一覧
地域防災計画 資料編 〔資料第 84〕広域用防災倉庫一覧

【資料9】区の指定避難所一覧表（96箇所）

【資料9】区の指定避難所一覧表（96箇所）

番号	管轄総合支所	拠点隊 (まちづくりセンター)	指定避難所名	住所	連絡先	想定収容人数	備考
1	世田谷	池尻	三宿小学校	三宿1-12-6	03-3411-8456	1265	
2	世田谷	池尻	多聞小学校	三宿2-26-11	03-3413-2026	2270	
3	世田谷	池尻	池尻小学校	池尻2-4-10	03-3424-2410	2691	
4	世田谷	太子堂	太子堂小学校	太子堂5-7-4	03-3413-4621	2000	
5	世田谷	太子堂	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	03-3422-7474	1186	
6	世田谷	太子堂	太子堂中学校	太子堂3-27-17	03-3413-0810	1536	
7	世田谷	太子堂	三宿中学校	太子堂1-3-43	03-3413-4511	2174	
8	世田谷	若林	若林小学校	若林5-27-18	03-3413-0654	1973	
9	世田谷	若林	教育総合センター	若林5-38-1	03-6453-1500	363	
10	世田谷	若林	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	03-3421-2195	1410	
11	世田谷	上町	桜小学校	世田谷2-4-15	03-3420-5381	1785	
12	世田谷	上町	弦巻小学校	弦巻1-9-18	03-3428-0187	1826	
13	世田谷	上町	松丘小学校	弦巻3-23-12	03-3429-4278	2240	
14	世田谷	上町	弦巻中学校	弦巻1-42-22	03-3428-8381	1924	
15	世田谷	上町	桜木中学校	桜1-48-15	03-3420-0149	1820	
16	世田谷	経堂	桜丘小学校	桜丘1-19-17	03-3429-1375	1956	
17	世田谷	経堂	世田谷小学校	宮坂1-38-4	03-3420-7241	1438	
18	世田谷	経堂	経堂小学校	桜上水1-23-3	03-3420-3278	2009	
19	世田谷	経堂	笹原小学校	桜丘5-19-1	03-3428-8383	1797	
20	世田谷	経堂	桜丘中学校	桜丘2-1-39	03-3429-6203	1956	
21	世田谷	上馬	駒沢小学校	駒沢2-10-6	03-3424-0855	2193	
22	世田谷	上馬	駒沢中学校	駒沢2-39-25	03-3422-7401	1997	
23	世田谷	下馬	旭小学校	野沢1-4-3	03-3424-1337	1492	
24	世田谷	下馬	駒繫小学校	下馬1-42-12	03-3424-0820	1378	
25	世田谷	下馬	中丸小学校	野沢3-34-16	03-3424-4422	1406	
26	世田谷	下馬	駒留中学校	下馬4-18-1	03-3424-3070	1947	
27	北沢	梅丘	山崎小学校	梅丘3-9-1	03-3420-7341	1386	
28	北沢	梅丘	さくら花見堂	代田1-13-14	03-3414-2836	1811	
29	北沢	梅丘	城山小学校	梅丘2-1-11	03-3429-2047	1680	
30	北沢	梅丘	世田谷中学校	梅丘3-8-1	03-3420-7173	2074	
31	北沢	代沢	代沢小学校	代沢5-1-10	03-3413-4551	1772	
32	北沢	代沢	富士中学校	代沢1-23-17	03-3414-5174	1695	
33	北沢	新代田	下北沢小学校	大原1-4-6	03-3468-0291	1944	
34	北沢	新代田	まもりやまテラス (旧守山小学校)	代田6-21-5	03-6407-1685	603	
35	北沢	新代田	代田小学校	代田4-2-3	03-3323-3761	1283	
36	北沢	代沢	池之上小学校	代沢2-42-15	03-3414-5174	1078	
37	北沢	北沢	北沢中学校第二 校舎(旧北沢小 学校)	北沢4-32-20	03-3411-8314	1159	
38	北沢	北沢	北沢中学校	北沢5-12-3	03-3468-2501	1686	
39	北沢	松原	松原小学校	松原5-43-26	03-3322-0191	1756	
40	北沢	松原	梅丘中学校	松原6-5-11	03-3322-7491	1804	
41	北沢	松沢	松沢小学校	赤堤4-44-22	03-3323-0441	2855	
42	北沢	松沢	赤堤小学校	赤堤1-41-24	03-3323-0291	2183	
43	北沢	松沢	松沢中学校	桜上水4-5-2	03-3303-7381	1828	
44	北沢	松沢	緑丘中学校	桜上水3-19-12	03-3303-7332	2046	
45	玉川	奥沢	奥沢小学校	奥沢3-1-1	03-3727-3535	1395	
46	玉川	奥沢	東玉川小学校	奥沢1-1-1	03-3720-4211	1328	
47	玉川	奥沢	奥沢中学校	奥沢1-42-1	03-3726-2561	1517	
48	玉川	九品仏	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	03-3721-8991	2914	

【資料9】区の指定避難所一覧表（96箇所）

49	玉川	九品仏	九品仏小学校	奥沢8-12-1	03-3703-0458	1367	
50	玉川	等々力	尾山台小学校	尾山台3-11-1	03-3701-2183	1605	
51	玉川	等々力	等々力小学校	等々力7-26-1	03-3702-2185	1560	
52	玉川	等々力	玉堤小学校	玉堤2-11-1	03-3701-1536	1663	
53	玉川	九品仏	八幡中学校	等々力6-4-1	03-3701-2161	1773	
54	玉川	等々力	尾山台中学校	尾山台3-27-23	03-3701-1171	1765	
55	玉川	上野毛	中町小学校	中町4-23-1	03-3703-0651	2572	
56	玉川	上野毛	玉川小学校	中町2-29-1	03-3703-1601	2162	
57	玉川	上野毛	玉川中学校	中町4-21-1	03-3701-7128	2529	
58	玉川	用賀	京西小学校	用賀4-27-4	3700-1128	2076	
59	玉川	二子玉川	二子玉川小学校	玉川4-6-1	03-3700-5531	2138	
60	玉川	用賀	桜町小学校	用賀1-5-1	03-3703-0161	2561	
61	玉川	二子玉川	瀬田小学校	瀬田2-15-1	03-3700-3345	1589	
62	玉川	二子玉川	瀬田中学校	瀬田2-17-1	03-3700-6900	1563	
63	玉川	用賀	用賀小学校	上用賀6-14-1	03-3428-8391	1816	
64	玉川	用賀	用賀中学校	上用賀5-15-1	03-3700-5600	2113	
65	玉川	深沢	東深沢小学校	深沢3-7-1	03-3703-1606	1879	
66	玉川	深沢	深沢小学校	新町1-4-24	03-3428-1366	1720	
67	玉川	深沢	深沢中学校	新町1-26-29	03-3703-0158	1990	
68	玉川	深沢	東深沢中学校	深沢4-18-28	03-3703-0151	2278	
69	砧	祖師谷	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	03-3482-2467	2007	
70	砧	成城	明正小学校	成城3-3-1	03-3415-5591	2581	
71	砧	成城	砧中学校	成城1-10-1	03-3417-2367	2332	
72	砧	祖師谷	塚戸小学校	千歳台6-7-1	03-3300-5166	2532	
73	砧	船橋	船橋小学校	船橋4-41-1	03-3482-2367	2749	
74	砧	船橋	希望丘小学校	船橋4-9-1	03-3484-1972	1763	
75	砧	船橋	千歳台小学校	千歳台4-24-1	03-3482-0335	2191	
76	砧	船橋	船橋希望中学校	船橋4-20-1	03-3329-3731	2798	
77	砧	船橋	希望丘複合施設	船橋6-25-1	03-6304-6750	814	
78	砧	船橋	千歳丘高校	船橋3-18-1	03-3429-7271	460	
79	砧	祖師谷	千歳中学校	千歳台6-15-1	03-3300-7361	2019	
80	砧	砧	砧小学校	喜多見6-9-1	03-3417-4477	1493	
81	砧	喜多見	砧南小学校	鎌田4-3-1	03-3417-2378	3365	
82	砧	喜多見	喜多見小学校	喜多見3-11-1	03-3416-8232	2113	
83	砧	喜多見	喜多見中学校	喜多見4-20-1	03-3417-4971	1549	
84	砧	喜多見	砧南中学校	鎌田3-13-20	03-3417-6791	1766	
85	砧	砧	山野小学校	砧6-7-1	03-3417-3322	2436	
86	砧	成城	千歳小学校	成城9-6-1	03-3482-3153	2191	
87	烏山	上北沢	上北沢小学校	上北沢4-22-29	03-3302-0485	1949	
88	烏山	上北沢	八幡山小学校	八幡山1-14-1	03-3302-2618	1255	
89	烏山	上祖師谷	芦花小学校	粕谷2-22-1	03-3303-3301	3043	
90	烏山	上祖師谷	芦花中学校	粕谷2-22-2	03-3302-2571	2371	
91	烏山	上祖師谷	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	03-3308-9683	1766	
92	烏山	烏山	給田小学校	給田4-24-1	03-3308-5671	2540	
93	烏山	上祖師谷	烏山北小学校	北烏山6-3-1	03-3300-5764	2761	
94	烏山	烏山	烏山小学校	給田1-2-1	03-3300-6158	1804	
95	烏山	烏山	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	03-3308-6722	1466	
96	烏山	烏山	烏山中学校	南烏山4-26-1	03-3300-6361	1963	
区想定収容数(合計)						180625	

※避難所番号は、本計画において統一した番号として使用する。

例：避難所① 等

〔出典〕地域防災計画 資料編 〔資料第62〕指定避難所一覧（対象区域別編）

【資料１０】区の基本備蓄物資

(地域防災計画抜粋)

1 指定避難所用備蓄物品

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	348,800 食	調整粉乳	2,200 缶
アルファ米	174,400 食	調整粉乳（ミルクアレルギー対応）	220 缶
おかゆ	62,784 食	保存水（２Ｌ）	21,444 本

(2) 生活必需品等

品名	数量	品名	数量
毛布（真空パック）	70,320 枚	大容量ポータブル蓄電池	129 台
コンパクトタオル	53,250 枚	給水ポリタンク	1,621 個
大人用紙おむつ	14,520 枚	ポリバケツ	2,317 個
子供用紙おむつ	44,000 枚	応急給水資機材	96セット
生理用ナプキン	290,400 個	延長コード	1,067 本
肌着（男性用）	21,800セット	コードリール	401 本
肌着（女性用）	21,800セット	リヤカー	123 台
使い捨て哺乳瓶	21,800 本	救助資機材セット	96セット
紙食器セット	159,700セット	多目的テント	192 基
ポット	194 個	簡易間仕切り	194ユニット
ボイル器セット	155 組	ブルーシート	26,745 枚
カセットコンロ	535 個	アルミロールマット	1,120 枚
カセットボンベ（カセットコンロ用）	3,312 本	マンホールトイレ（一般用）	939 組
安全キャンドル	4,800 個	マンホールトイレ（障害者用）	99 組
LED投光器	96 台	ウェットティッシュ	145,500 枚
照明灯	1,475 個	排便収納袋	307,400 枚
LEDランタン	3,091 個	トイレットペーパー	5,232ロール
強力ライト	1,269 個	トイレ用脱臭剤	1,536 本
乾電池（単１）	13,300 個	防犯ブザー	4,800 個
乾電池（単２）	5,080 個	コミュニケーション支援ボード	291 冊
LEDランタン用乾電池（単１）	9,810 個	筆談器	97 個
トランジスタラジオ	309 個	バンダナ	97 枚
ラジオ	1,031 台	多言語シート	96セット
発電機	653 台	コピー用紙	97,000 枚
ガス式発電機	200 台	エンジンオイル	436 缶
灯油ポリタンク	485 個	ガソリン缶	3,270 缶
ソーラー蓄電器	96 台	灯油缶	1,090 缶

品名	数量	品名	数量
カセットボンベ（ガス式発電機用）	4,664 本	マジック	194セット
ヘルメット	1,280 個	ビニール袋	48,500 枚
軍手	9,600 双	ごみ袋	97,000 枚
避難所運営用ボックス	96セット	トラロープ	125 本
模造紙	1,940 枚	テント	80 組
初動ボックス	96セット	充電スポット運営用物品	118セット
テント型間仕切り	11,400 組	簡易ベッド	10,050 台
ダンボールベッド	1,350 台	簡易間仕切り	95ユニット

２ 都寄託物資

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
アルファ米（白米）	9,400 食	クリームサンドビスケット	116,200 食
アルファ米（五目ご飯）	56,500 食	白粥	15,600 食
アルファ米（わかめご飯）	56,500 食		

（２）生活必需品等

品名	数量
毛布	1,000 枚

３ 帰宅困難者用物品

※帰宅困難者支援施設及び広域用防災倉庫に備蓄

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	12,544 食	保存水（500ml）	10,848 本

（２）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
アルミブランケット	7,100 枚	排便収納袋	7,100 枚

４ 福祉避難所用物品

（１）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	1,000 食	保存水	4,320 本

（２）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
紙おむつ	1,800 枚	尿取りパッド	4,500 枚
エアーマット	1,500 枚	ウェットティッシュ	30,000 枚

【資料 1 1】避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）

（地域防災計画抜粋）

避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）

種別	品名	規格	定数	単位
食料等	ビスケット	1 箱 128 食	3, 200	食
	アルファ米	1 箱 50 食	1, 600	食
	おかゆ	1 箱 24 食	576	缶
	調整粉乳	ミルク	20	缶
	調整粉乳	ミルクアレルギー対応	2	缶
	保存水	2L ペットボトル	174	本
生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル	500	枚
		マイクロファイバー		
	コンパクトタオル		500	枚
	大人用紙オムツ	ML サイズ	120	枚
	子供用紙オムツ	S サイズ	164	枚
		M サイズ	128	
		L サイズ	108	
	生理用ナプキン		2, 400	枚
	肌着（男性用）		200	セット
	肌着（女性用）		200	セット
	使い捨て哺乳瓶		200	本
	紙食器セット	お椀、割り箸、紙コップ	1, 000	セット
	ポット	調整粉乳保温用	2	台
	ボイル器セット	ボイル器、バーナー、鍋、蓋、 ペール缶	1	組
	カセットコンロ	風防付	5	台
	カセットボンベ	カセットコンロ用	30	本
	安全キャンドル		50	個
	LED 投光器		1	台
	照明灯		10	個
	LED ランタン		30	個
	強力ライト		10	個
	乾電池	単 1	100	個
		単 2	40	
	LED ランタン用乾電池	単 1	90	個
	トランジスタメガホン	サイレン付	2	個
	ラジオ	3 バンド	10	台
	発電機	2300W インバータ付	1	台
		1500W	5	台
	ガス式発電機	900W	2	台

種別	品名	規格	定数	単位
	エンジンオイル	1 L	4	缶
生活必需品等	ガソリン缶	1 L	30	缶
	灯油缶	1 L	10	缶
	カセットボンベ	ガス式発電機用	46	本
	ソーラー蓄電器	蓄電容量 600Wh	1	台
	大容量ポータブル蓄電池	蓄電池本体（蓄電容量 3000Wh）、 充電用ソーラーパネル、USB 充電ポート等	1	台
	給水ポリタンク	20L	15	個
	灯油ポリタンク		5	個
	ポリバケツ	フタ付き 20L	20	個
	応急給水資機材		1	セット
	延長コード	10m	6	本
	コードリール	30m	3	巻
	リヤカー	担架付き	1	台
	救助資機材セット	ハンマー、バール等	1	セット
	多目的テント	プライベートルーム	2	基
	簡易間仕切り	プラスチック	2	ユニット
	ブルーシート	2 間× 3 間	250	枚
	アルミロールマット	200×100× 8 ミリ	10	枚
	マンホールトイレ (一般用)	道路・学校マンホール兼用	9	組
	マンホールトイレ (障害者用)	道路・学校マンホール兼用	1	組
	ウェットティッシュ	1 パック 30 枚	1, 500	枚
	排便収納袋		3, 000	枚
	トイレットペーパー		48	ロール
	トイレ用脱臭剤		16	本
	応急救急セット	資料第 51 参照	1	セット
	感染症対策セット	資料第 64 参照	1	セット
	防犯ブザー	LED ライト付	50	個
	コミュニケーション支援ボード	聴覚障害者・支援者用	3	冊
	筆談器	聴覚障害者・支援者用	1	個
	バンダナ	聴覚障害者・支援者用	1	枚
	多言語シート		1	セット
	コピー用紙	A 3	500	枚
		A 4	500	枚
	模造紙		20	枚
	マジック	8 色セット	2	セット
	ビニール袋	26cm×36cm	500	枚

種別	品名	規格	定数	単位
	ごみ袋	黒 7 0 L	500	枚
		白 7 0 L	500	枚
生活必需品等	トラロープ	9 mm 200m 巻	1	本
	軍手		100	双
	ヘルメット	MP 型	10	個
	避難所運営用ボックス	腕章、立入禁止テープ、老眼鏡等	1	セット
	充電スポット用物品		1	セット
	初動ボックス		1	セット

【参考 1】区立小・中学校では、避難所運営用とは別に、帰宅困難児童・生徒用及び災害対策業務従事教職員用の備蓄物品を保管している。

（１）帰宅困難児童・生徒用備蓄物品

大規模災害に伴い一時的に帰宅困難な状況が発生した際に、保護者が引き取りに来るまでの間に必要な備蓄物品

- ①児童・生徒概ね 1 人あたり 1 食分のビスケット
- ②児童・生徒概ね 1 人あたり 2 リットルの飲料水
- ③食物アレルギーを有する児童・生徒概ね 1 人あたり 2 食分のアルファ化米
- ④児童・生徒概ね 1 人あたり 1 枚のアルミブランケット

（２）災害対策業務従事教職員用備蓄物品

大規模地震等が発生した際に、教職員が学校防災計画に基づき災害対策業務に従事する際に必要な備蓄物品

- ①教職員概ね 1 人あたり 3 日分（9 食分）のビスケット
- ②教職員概ね 1 人あたり 3 日分（9 リットル）の飲料水

【参考 2】区の備蓄量の考え方

- 被災者に対する食料・生活必需品等の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」により、次のとおりとなっている。
 - ・ 食料については、区が当初の 1 日分を確保（調製粉乳は 3 日分）し、都は広域的な見地から区の補完又は帰宅困難者に対応する量の食料を備蓄・調達し、対処する。
 - ・ 毛布等の生活必需品等については、都が主体となって必要最小限を備蓄・調達により確保する。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から 3 日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。令和 4 年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による避難所生活者数約 17 万人を想定し、一人 1 日 3 食分の食料を確保する。

【資料 1 2】車両の調達及び配車要領

※ 災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P 2 1 0）

車両の調達及び配車要領

1 調達

- (1) 経理課で保有している第 2 庁舎地下駐車場の乗用車、貨物自動車等にて緊急対応を行う。また、災害時には交通規制が行われるので、可能な限り緊急通行車両等の事前届を行っておくこととする。
- (2) 不足車両は、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体から調達する。
- (3) 所要車両が調達不能の場合は、都財務局に対し調達の斡旋を要請する。
- (4) 災害時の交通規制、その他災害の状況に応じ車両の使用が出来ない場合等、必要によりバイク、自転車等を活用する。

2 民間協力団体からの自転車等の調達

区において必要とする自転車等が不足した場合は、車両班において台数、引渡し場所等を取りまとめ、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体から調達し、集中管理する。団体との連絡調整は災対道路・土木担当部で行う。

3 配車計画

- (1) 配車にあたっては優先順位を定め、それに基づき配車する。
＜優先順位＞
 - ① 重症患者や医療品、救済資機材等の搬送（区民の生命にかかると見られる重大な案件）
 - ② 食糧、物資、応急復旧資機材等の運送等の緊急用務※ 経理課で保有する車両のうち、2 台は災対物資管理部用として使用し、地域内輸送拠点への移動手段等で活用するものとする。
- (2) 車両班において、災害対策に必要な車両の調達及び配車の総合調整を行う。
- (3) 配車手続き
 - ① 地域本部においては、地域本部に所属する庁有車より配車を行う。
 - ② 各部において緊急輸送車両を必要とするときは、使用目的、車種、トン数、台数、引渡し場所、日時を明示のうえ、車両班に請求する。なお、運転手は要請所管で確保すること。
 - ③ 車両班は、経理課で保有する庁有車のほか、供給先から調達した車両を優先順位に基づき災対各部へ引き渡す。
 - ④ 車両班は、供給先から調達した車両の、交通規制「除外」手続きを行う。

4 車両の待機

緊急輸送業務が断続的に発生すると予測される場合は、車両班はその状況に応じ、調達できる範囲内で車両を待機させておくことが出来る。

- 5 消防機関が災害活動上必要と認める場合は原則として災害現場、又はその付近の車両を活用するが、これにより難しい場合は、調達計画に基づき調達する。さらに不足する場合は、区災対本部を通じ関係機関に要請する。

【資料１３】応急物資の優先供給に関するマニュアル(世田谷区商店街連合会)

※出典：災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P 2 0 7）

災害時における応急物資の優先供給に関するマニュアル (世田谷区商店街連合会)

1 協力協定の趣旨

災害時において、世田谷区（以下「区」という）が行う応急物資の調達業務に関し、世田谷区商店街連合会（以下「世商連」という）に所属する店舗からの応急物資の優先供給に係る協力をもって、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図る。

2 応急物資供給の要請

区は、災害時の応急対策活動において、緊急に物資を調達する必要があるときは、世商連に対し、応急物資の供給（運搬を含む。）を要請する。

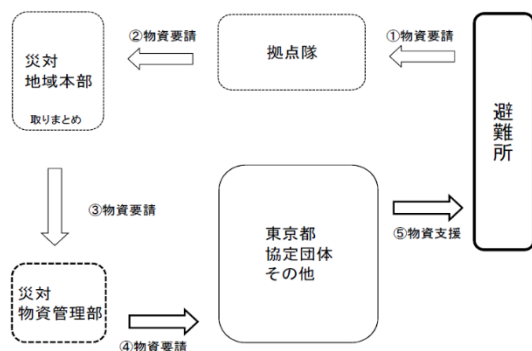
要請は文書により行うものとするが、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。

3 応急物資提供の流れ

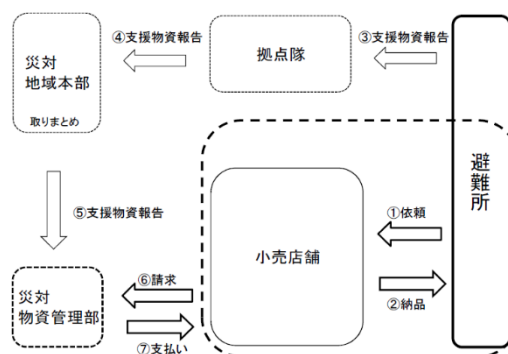
災害時における応急物資供給フロー図は、以下のとおり。

なお、応急物資は、区が指定した運搬場所において、区が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

1 物資支援の流れ（基本形）



2 新たに追加する物資支援の流れ



4 報告

世商連は、区の要請に基づき応急物資の優先供給に協力したときは、供給を行った品目、数量、納入場所、日時等を文書により、区に報告する。

5 その他

「災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書」による。

※次ページの災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P 2 1 5）の「調達班の活動フロー」を参照

【調達班の活動フロー】

混乱期	1 災害発生直後の物資供給（区備蓄物資での対応）	災対物資管理部 ①初動期の被害状況の把握 ②備蓄物資配給計画の策定（災害発生1日分） ③区内物資調達先団体への調達依頼 ④備蓄物資の不足地域への移送手配 ⑤配給状況の記録 地域本部、拠点隊 ①物資の不足状況確認と調達依頼 ②配給物資の確認 ③備蓄物資の不足地域への移送 ④災対物資管理部へ配給状況の連絡
	2 東京都の備蓄物資及び調達物資での物資供給	災対物資管理部 ①物資調達配給計画の策定 ②東京都への備蓄物資配給依頼 ③東京都の備蓄物資の受取手配 ④東京都への物資（米穀等）調達依頼 ⑤地域内輸送拠点の運用要員の派遣 ⑥地域内輸送拠点の調達物資の受取手配 ⑦関係機関への連絡調整 ⑧協定地域への応援依頼 ⑨業者、ボランティア等の応援要請 ⑩物資配給体制の確立 ⑪調達配給状況の記録 ⑫都内各区市町村への物資等の支援・提供の検討 調達物資の集積地、配送拠点の運用（地域本部） ①調達物資集積地、配送拠点の開設 ②災対物資管理部との情報確認 ③調達物資の受入 ④物資の仕分け ⑤輸送隊への引渡し ⑥災対物資管理部へ状況の連絡、車両等の応援要請
混乱期及び收拾期		

※災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P215）

（３）協定

【資料１４】ヤマト運輸との災害時における輸送業務等の協力に関する協定

災害時における輸送業務等の協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村内で災害が発生し、物資等の供給応援を実施する必要がある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務（以下「輸送業務」という。）等に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

- （１）輸送業務及び輸送業務における物資等の管理
- （２）乙が把握している道路状況、倒壊建物等に関する情報の甲の災害対策本部への提供
- （３）帰宅困難者等に対する支援

２ 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条 前条第１項の規定による要請は、理由、内容その他の必要事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その手続は、甲の財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第４条 乙は、甲から要請を受けた輸送業務等を行ったときは、甲に対し、口頭又は電話等により次に掲げる事項を報告し、後日、別に定める様式の文書を提出する。

- （１）実施日
- （２）実施内容
- （３）使用した車両、施設、資機材等
- （４）この協定に基づく協力に要した経費
- （５）その他の必要な事項

（費用負担）

第５条 甲は、この協定に基づいて乙が行った輸送業務等に係る費用を負担する。

（費用の決定）

第６条 前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、乙の施設及び資機材の使用料に関しては時価相場相当、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当、輸送料に関しては実勢相場相当又は国土交通省届出料金を基準として算出するものとし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第７条 乙は、第５条の費用を集計し、甲に請求する。

（費用の支払い）

第８条 甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

（防災活動への協力）

第９条 甲及び乙は、平常時における防災活動の推進に対し、次に掲げる事項等について、可能な範囲内で相互に協力するよう努めるものとする。

- (１) 防災啓発事業
- (２) 防災訓練等への参加
- (３) 輸送業務等についての甲への助言
- (４) その他の防災活動

(協定実施の円滑化)

第１０条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、次に定めるところより相互の連携を図るものとする。

- (１) 甲及び乙は、前条に規定する防災訓練等に乙の参加を要請することができる。この場合において、甲及び乙は、可能な範囲内で当該防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
- (２) 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議するよう努めるものとする。

(損害補償)

第１１条 甲の要請に基づき、乙の従業員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第１２条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第１３条 この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示をしない限り、１年間延長するものとし、以降も同様とする。

２ 甲又は乙がこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができる。

(協議)

第１４条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１１月２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都大田区羽田旭町１１番１号
乙 ヤマト運輸株式会社
代表者 南東京主管支店長

【資料 15】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時における輸送業務等の協力に関する協定

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

世田谷区と社団法人東京都トラック協会世田谷支部（以下「世田谷支部」という。）とは、大規模な風水害・地震その他の災害（以下「災害」という。）が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合の応急対策及び予防上に必要な緊急輸送業務に関し、次のとおり協力協定を締結します。

（総則）

第 1 条 世田谷区は、区民の生命と財産を守り、区民の生活を保障することを基本的な施策とし、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合において世田谷区独自の計画に基づき、災害対策に必要な人員及び物資の輸送態勢を確保するとともに協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努めます。

（協力）

第 2 条 世田谷支部は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷支部の部員（以下「支部員」という。）保有の貨物自動車をもって、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して積極的に協力をいたします。

（協力要請）

第 3 条 世田谷支部に対する区長の要請は世田谷支部の長（以下「支部長」という。）に対して行うこととし、その要請手続は、総務部長が担当します。

2 前項の要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、車両、日時、場所等を指定して要請するものとします。

3 世田谷支部は、第 1 項の規定により区長から要請を受けた場合は、特別の事由がない限り、支部員をして配車に努めさせることとします。

（活動業務）

第 4 条 世田谷支部は、区長の要請により指定場所に到着した支部員について区職員の指示に従い、輸送業務に従事させるよう努めます。

2 配車した車両が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、世田谷支部は速やかにその輸送業務が継続できるよう努めます。

（経費の支払）

第 5 条 輸送に要した費用の請求は、世田谷支部が輸送業務終了後世田谷区に対し、一括して行います。

2 世田谷区は世田谷支部から請求された輸送に要した費用を速やかに支払うものとします。

（看板の供与）

第 6 条 世田谷区は、世田谷支部に対し支部員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時緊急輸送協力員」の看板を供与します。

（公務災害補償）

第 7 条 区長の要請により出勤した支部員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定により、世田谷区が補償するものとします。

（連絡）

第 8 条 支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、車両台数及び連絡体制について毎年 3 月と 9 月に区長へ連絡するものとします。

（協議）

第 9 条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続きについては、その都度世田谷区と世田谷支部との両者が協議して定めます。

(付則)

第 10 条 この協力協定は、昭和 55 年 2 月 9 日より効力を有します。

この協力協定成立を証明するため当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

昭和 55 年 2 月 8 日

世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区上馬 5 丁目 40 番 12 号

社団法人 東京都トラック協会世田谷支部

代表者 世田谷支部長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会 長

※ 第 3 条 組織改正により、災害時の緊急輸送担当所管となる経理課が、総務部から財務部に変更となったため、「総務部長」は「財務部長」に変更

【資料１６】一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部との災害時協力協定に基づく運用マニュアル

※出典：災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P 2 0 2）

災害時協力協定に基づく運用マニュアル (東京都トラック協会世田谷支部)

1 協力協定の趣旨

大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生、もしくは発生する恐れのある場合、又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合において、世田谷区は、東京都トラック協会世田谷支部（以下「協会」と略す。）に対し、応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務に関する協力を要請し、協会はそれに協力する。

2 輸送業務の範囲

局地的な被災現場のほか、下記の拠点間の輸送を行う。

- ・ 災害対策本部（区役所・１）
- ・ 災害対策地域本部（総合支所・５）
- ・ 拠点隊（出張所、まちづくりセンター・２８）
- ・ 避難所（区内学校等。被害規模により開設を拡大）
- ・ 地域内輸送拠点（羽田クロノゲート）※
- ・ 調達物資集積地（区民会館・５）
- ・ 義援物資集積地（区内協定大学・９）
- ・ 防災倉庫（１６）

3 平常時の連携

協会は少なくとも年に一回、災害時に対応できる人員、車両台数及び連絡体制を区に報告し、災害時の連絡方法の確認をする。

4 災害発生時の協力依頼の方法

(1) 基本的な連絡経路

A：電話等通信手段が確保されている場合

①災対物資管理部（区財務部）から、支部長に対し次の内容で依頼する。

- ・ 車両台数
- ・ 時間（期間）及び輸送物資
- ・ 参集場所及び輸送場所
- ・ その他必要事項

②依頼を受けた支部長は、依頼内容に対応できる支部員である事業所長に指示する。

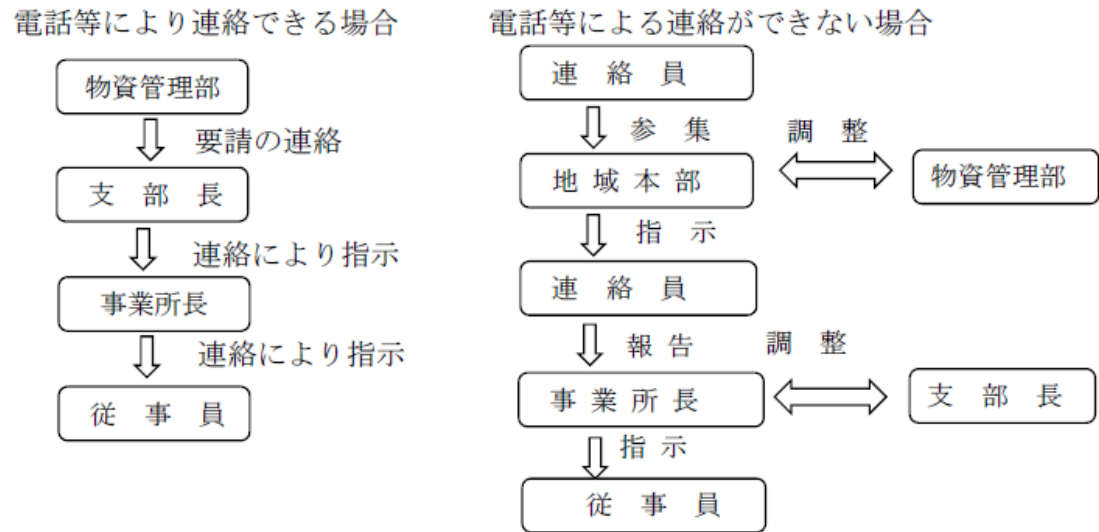
③事業所長は、従事員に出動を指示する。

④出動する従事員は指示に基づき、指定場所から指定場所に物資・資器材を搬送する。

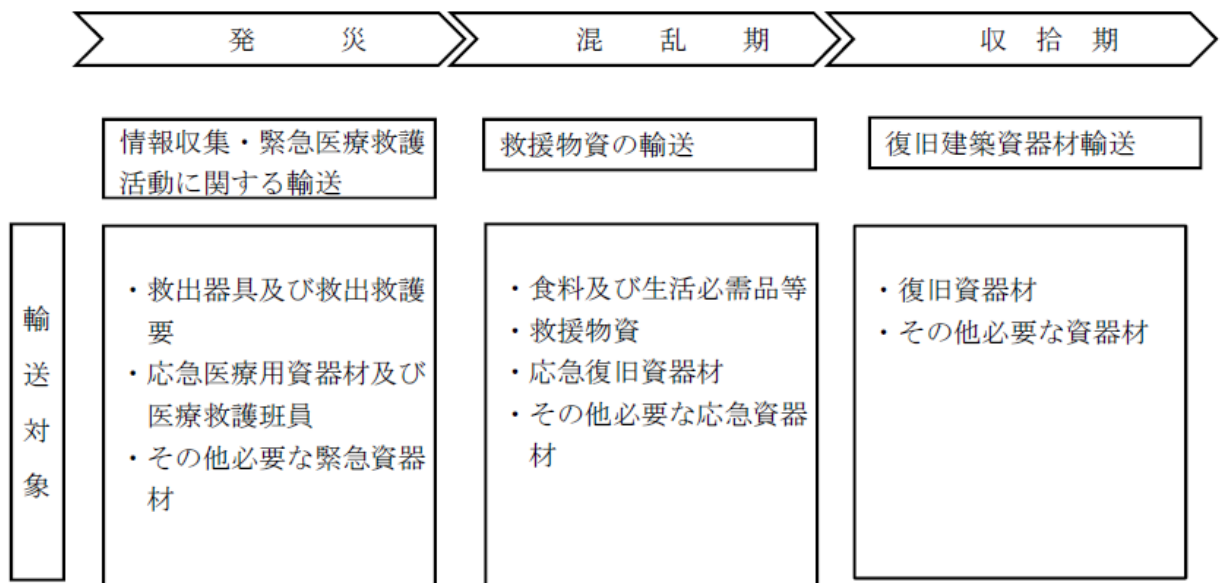
⑤状況により、区は直接事業所長に依頼する場合がある。

B：電話等通信手段が確保されない場合

- ・ 事業所長は災害時の地域の本部となる総合支所に連絡員を派遣する。地域本部長は、災対物資管理部と連絡をとり、派遣された連絡員に具体的な指示を行う。



５ 緊急輸送の主な輸送対象



- ・発災直後の緊急輸送は、救出器具や応急医療用資器材（場合によっては要員を含む）等の緊急資器材の輸送を行う。
- ・道路啓開が進むにつれ、食料・生活必需品、飲料水等の救援物資輸送等に移行していく。
- ・配車時には優先順位を考慮して配車を行っていく。

（東京都トラック協会世田谷支部）

【資料 17】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部(以下「乙」という。)は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び輸送物資
- (4) 参集場所及び輸送場所
- (5) その他必要事項

2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な災害が発生したことを知ったときは、乙の組合員をあらかじめ指定された世田谷区内の輸送拠点に参集させるものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年1回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成16年10月7日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年１０月７日

世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

新宿区内藤町１丁目９番
乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部
代表者 支部長

【資料１８】赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との災害時における輸送業務等の協力に関する協定に基づく運用マニュアル

※出典：災対物資管理部震災時職員行動マニュアル（P 2 0 4）

災害時協力協定に基づく運用マニュアル (赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部)

1 協力協定の趣旨

大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生、もしくは発生する恐れのある場合、又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合において、世田谷区は、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部（以下「組合」と略す。）に対し、応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務に関する協力を要請し、組合はそれに協力する。

2 輸送業務の範囲

局地的な被災現場のほか、下記の拠点間の輸送を行う。

- ・ 災害対策本部（区役所・１）
- ・ 災害対策地域本部（総合支所・５）
- ・ 拠点隊（出張所、まちづくりセンター・２７）
- ・ 避難所（区内学校等、被害規模により開設を拡大）
- ・ 調達物資集積地（区民会館・５）
- ・ 義援物資集積地（区内協定大学・７）
- ・ 防災倉庫（１２）

3 平常時の連携

- ・ 組合は年に一回、組合員名簿及び車両台数等を区に報告し、災害時の連絡方法を確認する。
- ・ 組合は、区内における５地域を単位とした班体制を構成する。

4 災害発生時の協力依頼の方法

(１) 基本的な連絡経路

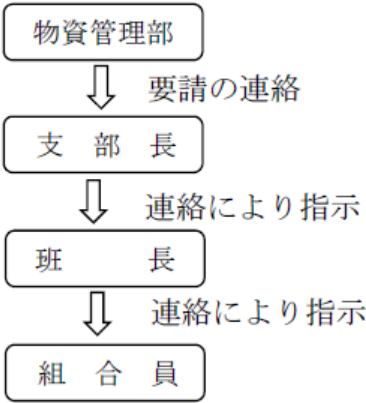
A：電話等により連絡ができる場合

- ①支部長は、緊急輸送業務にあたることのできる、車両数、期間を確認する。
- ②財務部（緊急輸送の担当部）より、支部長と調整し、具体的内容を依頼する。
 - ・ 車両台数
 - ・ 従事期間
 - ・ 集荷場所
 - ・ その他必要事項
- ③依頼を受けた支部長は、依頼内容に対応できる体制を各班長に指示する。
- ④班長は同様に、各組合員に指示する。
- ⑤組合員は指示に基づき、集荷場所へ参集し、搬送物資の内容、数量、搬送先を確認し物資・資器材を搬送する。
- ⑥状況により、区は直接班長に依頼する場合がある。

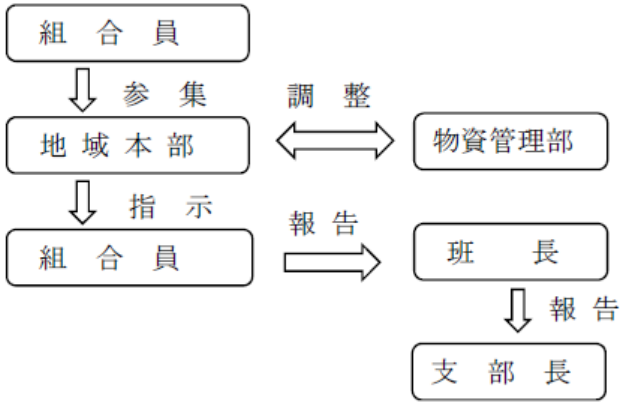
B：電話等による連絡ができない場合

- ・ 組合員は災害時の地域本部となる総合支所に自主参集する。地域本部長は、災対物資管理部と連絡を取り、具体的な指示を行う。

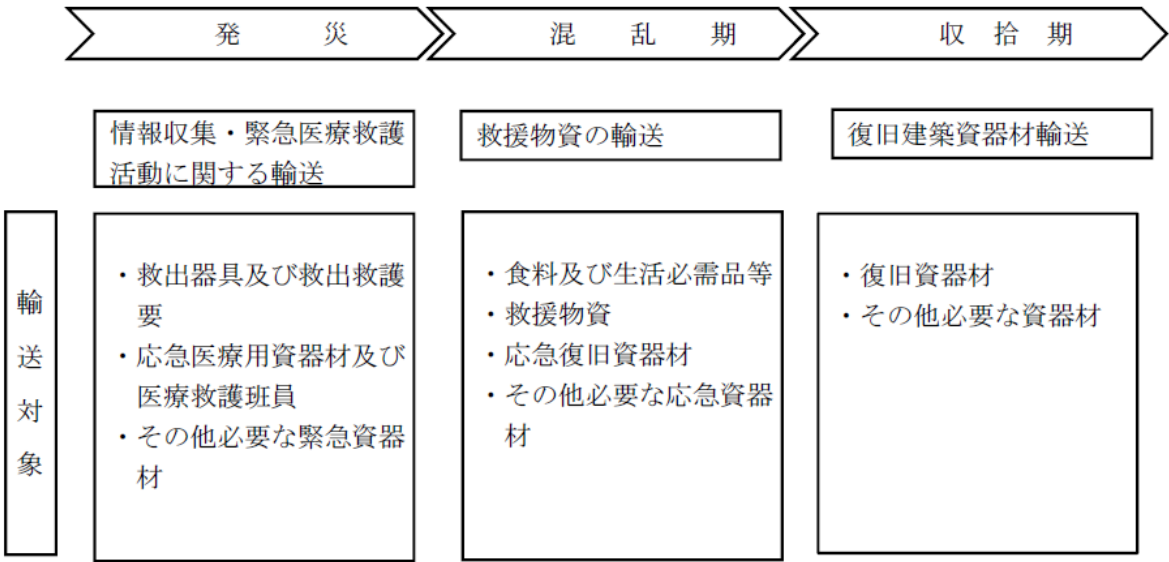
電話等により連絡できる場合



電話等による連絡ができない場合



5 緊急輸送の主な輸送対象



- ・ 発災直後の緊急輸送は、救出器具や応急医療用資器材（場合により要員を含む）、避難所開設資材等の緊急資器材の輸送を行う。
- ・ 道路啓開が進むにつれ、食料・生活必需品、飲料水等の救援物資輸送等に移行していく。
- ・ 配車時には優先順位を考慮して配車を行っていく。

（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部）

【資料１９】世田谷リサイクル協同組合との災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷リサイクル協同組合(以下「乙」という。)は、大規模な風水害・地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第２条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、輸送業務に従事するものとする。

(要請手続)

第３条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その要請手続は、財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(１) 要請理由

(２) 要請車両台数

(３) 要請期間及び輸送物資

(４) 参集場所及び輸送場所

(５) その他必要事項

(費用負担)

第４条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第５条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和４１年７月世田谷区条例第２４号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第６条 乙は、甲に対し、毎年１回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第７条 この協定の有効期間は平成２８年１月２７日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年１月２７日

世田谷区世田谷四丁目２番２７号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷四丁目２番１５号
乙 世田谷リサイクル協同組合
代表者 理 事 長

【資料２０】学校法人国士舘との災害時における協力等に関する協定

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人国士舘（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が災害状況及び天候等により困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供

（３）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）

（４）甲の施設が使用不可能な場合、区の災害対策組織への施設提供

（５）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣

（６）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条 前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の２週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。

ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条 第４条に規定する協力を要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第６号の施設に係る使用料及び賃借料は、無償とする。

（２）第４条第２号から第６号までの協力を要する経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 11 条 平成 20 年 3 月 26 日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 28 年 7 月 26 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号
(甲) 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 8 番 1 号
(乙) 学校法人 国士館
代表者 理 事 長

【資料２１】学校法人昭和女子大学等との災害時における協力体制に関する協定

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人 昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （１）区民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供
- （３）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）
- （４）区の災害対策組織への施設提供
- （５）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣
- （６）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条 前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条 第４条の協力で要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 2 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号
(甲) 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目 7 番
(乙) 学校法人 昭和女子大学
代表者 理 事 長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 18 年 3 月 22 日付で締結している。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ・相手方 東京都世田谷区駒沢一丁目 2 3 番 1 号 | 駒澤大学 代表者 学長 |
| ・相手方 東京都世田谷区桜上水三丁目 2 5 番 4 0 号 | 日本大学文理学部 代表者 文理学部長 |
| ・相手方 東京都世田谷区等々力六丁目 3 9 番 1 5 号 | 学校法人 産業能率大学 代表者 理事長 |
| ・相手方 東京都世田谷区砧五丁目 2 番 1 号 | 日本大学商学部 代表者 商学部長 |
| ・相手方 東京都世田谷区深沢七丁目 1 番 1 号 | 日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部
代表者 学長 |

※ 同内容の協定書を下記の相手方とも平成 23 年 7 月 19 日付で締結している。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ・相手方 東京都世田谷区成城六丁目 1 番 2 0 号 | 学校法人 成城学園 代表者 理事長 |
|-----------------------------|-------------------|

※ 同内容の協定書を下記の相手方とも平成 25 年 2 月 5 日付で締結している。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ・ 相手方 東京都世田谷区上野毛三丁目 15 番 34 号 | 学校法人 多摩美術大学 代表者 学長 |
|-------------------------------|--------------------|

災害時物資配送計画
(世田谷区広報印刷物登録番号 No. 2378)

令和 7 年 3 月発行

令和 7 年 作成

編集・発行 世田谷区 危機管理部 災害対策課
世田谷区世田谷 4-21-27
電話 03-5432-2262
FAX 03-5432-3014